

さっぽろ

**「くらしのニュース」は
時代の何を伝えたか？
44年間の紙面に見る札幌の消費者問題**

2010



はじめに

さっぽろ「くらしのニュース」は時代の何を伝えたか？……………01	
44年間の紙面に見る札幌の消費者問題	
第1章 「くらしのニュース」発刊前史	
生きるのがやっとの時代から物質文明の中へ……………03	
1.「もはや戦後ではない」時代に札幌もビルラッシュ……………03	
2.大量生産・大量消費の中で消費者問題顕在化……………04	
3.東京よりも高い札幌の物価に、いち早く「消費経済課」設置……………05	
第2章 原田市長時代の「くらしのニュース」紙面(1960年代後半～1970年代前半)	
豊かな暮らしへ消費者も行政も向上心に燃えて	
1.「豊かな生活のためのてびき」として創刊……………07	
2.生活大学、消費生活研究会…消費者教育に力点……………08	
3.直面する消費者課題を明らかにした「消費生活展」……………09	
4.「北海道価格」をはじめ、永遠のテーマの物価問題……………10	
5.食の安全性や北国ならではの暖房炭にもスポット……………12	
6.「消費者保護基本法」施行。札幌消費者協会が発足……………12	
7.消費者対策を行政の重要な柱の一つとした原田市政……………13	
第3章 板垣市長時代の「くらしのニュース」紙面(1970年代前半～1990年代前半)	
モノからココロへと価値観を変えた石油危機	
1.野菜の安定供給、便乗値上げが不安視されたオリンピック開催……………15	
2.いきなり襲った石油危機でススキノからネオンが消えて……………17	
3.緊急事態に「生活物資対策部」設置し物価を監視・調査……………17	
4.政令指定都市で初となる「市消費生活安定条例」施行……………19	
5.“消費者の城”となる市消費者センターがオープン……………20	
6.生活防衛の灯油共同購入と節約思想の不用品交換会……………20	
7.省資源・省エネルギーが消費者問題の大きなテーマに……………21	
8.急激な円高。グローバル経済が暮らしにも影響を……………22	
9.食の規制緩和策で求められ始めた消費者の自覚と責任……………23	
10.“買わない主婦”をめがけて押し寄せる訪問販売……………24	
11.サラ金問題や、あの手この手の問題商法が出現……………25	
12.女性の社会進出で冷凍食品などの加工食品が普及……………25	
13.石油危機を克服する鍵となった政令指定都市移行……………26	

第4章 桂市長時代の「くらしのニュース」紙面(1990年代前半～2000年代前半)

権利とともに問われはじめた消費者の自己責任

1.板垣市長時代の「5年計画」を打ち砕いたバブル崩壊	28
2.「持続可能な発展」が消費生活のキーワード	29
3.クローズアップされ始めた地球温暖化と暮らし	30
4.品質、表示…「食の安全」に消費者の関心高まる	30
5.「製品の安全」でPL法などの法整備が次々と	31
6.悪質商法のターゲットになり始めた高齢者	32
7.ディスカウントストアやPB商品…価格破壊進む	33
8.市の消費者行政の指針を作った市消費生活対策懇談会	34
9.「消費者の権利の確立」をうたった市消費生活条例スタート	35
10.消費者を守る新ルール「消費者契約法」が施行	36
11.金融機関選択に“確かな目”を求める「ペイオフ解禁」	37
12.関心の高い住生活関連の法整備などもテーマに	38
13.デジタル時代に突入。健康関連の話題も豊富に	38
14.時代の転換を的確にとらえた消費者行政の展開	39
15.消費者センター機能充実の議会質疑 1992(H4)年3月市議会特別委員会	40

第5章 上田市長時代の「くらしのニュース」紙面(2000年代前半～2010年3月)

消費者行政に新たな問題を投げかける少子高齢社会

1.急増する消費生活相談。架空請求、オレオレ詐欺も	44
2.判断能力の低下につけ込んだ高齢者の消費者被害が深刻化	45
3.顕在化する「多重債務」問題に法整備など進む	46
4.中国製食品への不信、輸入牛肉への不安など食への関心が拡大	46
5.「製品の安全」をめぐる専門機関の情報などを次々と	47
6.消費者の間に省エネ、リサイクルへの意識高まる	48
7.バイオ燃料、都市鉱山、水資源…グローバルな話題豊富に	49
8.「婚活」「葬送」「自殺」…時代の空気を映すテーマも	49
9.「市消費生活条例」12年ぶりに全面改正し施行	50
10.なぜか消費者のお祭り廃止、くらしのニュースを終刊	51

第6章 関係資料

1.さっぽろ消費者まつり(消費生活展)の開催テーマ	53
2.くらしのニュース<特集>の変遷(紙面に常設後)	56
3.札幌市消費者行政年表	64
4.札幌市消費者行政年表(全国)	70

はじめに

さっぽろ「くらしのニュース」は時代の何を伝えたか？ 44年間の紙面に見る札幌の消費者問題

札幌の街が創建されてから150年に満ちません。原田^{よさく}興作市長の時代に創刊され、現・上田文雄市長時代に終刊となった毎月発行の「くらしのニュース」は、44年もの間に紙幅を積み重ね、じつに通巻517号を数えました。これは札幌の歴史の時間の3分の1近くに相当する驚くべきものです。これほどのロング・タームの市の発行物は「広報さっぽろ」を除けば存在せず、稀有な存在でした。昭和、平成の激動を見続けた「くらしのニュース」はその意味でも、札幌の歴史の“生き証人”でした。原田、板垣、桂、上田と4代の市長時代にわたって発行され続けた「くらしのニュース」。それは単なる消費生活情報紙の域を超え、時代の空気をもリアルタイムにいきいきと市民に伝え続けたのです。

「くらしのニュース」発行と同じ年に「消費生活展」がスタートしました。このころは、技術革新の急速な進行に伴って消費経済や生活そのものが大きく変わろうとしていました。まさに消費革命といわれる状況にありました。この変化は、暮らしをゆたかにするとともに便利さをもたらしました。その半面、だんだん受け身になる消費者に主体性を取り戻さなければならないと、消費者による行動が求められることになりました。

札幌市の消費生活展は、後に札幌消費者協会と共催して、より広く消費者に働きかけ、1987(S62)年からは消費者のお祭り「さっぽろ消費者まつり」として発展しました。その後、消費者・事業者・行政による実行委員会形式を確立し各参加団体からの協賛金などを得て、潤沢なほどに回を数えることになりました。

そうした背景のもとで、賢い消費者を目指し「くらしのニュース」が創刊した秋、「生活を豊かにする・みんなの消費生活展」が丸井今井百貨店本館8階催し場で開催となり、6日間に延べ4万人の市民が来場しました。この消費生活展の開催により室蘭、旭川、釧路の各都市においても同様の催しが開催される運びになりました。

しかし、「くらしのニュース」が創刊してから500号を数えた2008(H20)年秋には、第42回目に当たる「消費者まつり」が中止になりました。ここに先達が進めてきた消費者主体の事業が行政の手によって閉幕となりました。「くらしのニュース」創刊以降、4代の市長が消費者行政を進め、消費者主体の行動を着実に展開してきました。特に桂市長時代の1997(H9)年4月には、札幌市消費生活審議会から現在の消費者の拠点施設となる「札幌エルプラザ」につながる「『(仮称)消費者会館』に求められる役割と機能に

ついて」と題した答申が桂市長に提出されています。

答申書における消費者行政の中核施設である消費者センターの役割・機能の充実では、「消費者が必要とする情報が効果的に提供されることが必要である」と、当時の「くらしのニュース」の発行や消費者まつり事業などの消費者啓発事業の重要性を取り上げていました。現在の上田市長は当時、審議会の一員として、この答申者に名を連ねていました。

現実は、大きく変わりました。「くらしのニュース」や消費者まつり事業がもっぱら市の経費面の都合だけで、一方的に幕を閉じたことになります。答申にある「啓発され、保護される市民」から「自らの関心・問題意識に立って学び、行動する市民」につながったと判断したのが上田市政なのか。

いずれにしても今後の消費者行政の中に、その答えを見いだすことになるでしょう。

2010年9月
札幌市政研究所

(文中の写真は一部を除き札幌市文化資料室所蔵)

第1章 「くらしのニュース」発刊前史

生きるのがやっとの時代から物質文明の中へ

1. 「もはや戦後ではない」時代に札幌もビルラッシュ

ポツダム宣言受諾という形で1945(S20)年8月15日に終戦を迎えた日本国内は、その後暫くの間、焼け跡闇市、買い出し列車の言葉で分かるように、深刻な食料不足、モノ不足の状況にあり、まさしく生きるのがやっという状況でした。戦後間もなくの消費者問題は、生きていくための生活そのものの問題だったのです。

しかし敗戦の年からおよそ10年、庶民の消費生活は大きく様変わりします。日本国内に特需をもたらした朝鮮戦争が終わった1953(S28)年、国産の電気洗濯機が登場して「電化元年」といわれ、2年後の1955年にはテレビと冷蔵庫が加わり、「三種の神器」ともてはやされました。これら耐久消費財の出現によって、消費生活は激変したのです。



▲ビルラッシュが始まった駅前通(S30年代)

中でも1955年に発売された自動電気釜(炊飯器)は、女性を「かまど」から解放するものとして全国で爆発的にヒット。電気洗濯機も主婦の家事労働を一挙に軽減、合理化しました。

1955(S30)年といえば、札幌は駅前通を中心にビルラッシュが始まった年です。翌



▲街頭テレビに群がる市民(1960年)

1956年には大通にテレビ塔が完成し、NHKが開局、本放送を始め、翌年にはHBCも放送を開始し、札幌もテレビ時代を迎えました。ただし当時、多くの市民にとって、テレビは高嶺の花でした。1957年当時、テレビは14型1台の正価が74800円。これは札幌の勤労者2カ月分の実収入に相当します。このため所有

率は、自家営業者が5世帯に1台なのに対し、一般の労働者は50世帯に1台という割合でした。しかし3年後の1960年に札幌商工会議所が行った「札幌市民の生活水準実態調査」によると、電気洗濯機、電気釜、電気掃除機など耐久消費財の所有率はぐんと上昇し、中でもテレビは調査対象世帯の42%を占め、3年間で2倍に急増しています。

1955(S30)年から始まったといわれる高度経済成長でしばしば語られるのが翌1956年の政府の経済白書。「もはや戦後ではない」のフレーズで一躍脚光を浴びました。その

意味するところは、日本経済は戦後間もなくの回復を通じての成長は終わり、その後の成長は、技術革新による経済の近代化によって支えられるというもの。

1973(S48)年の第一次オイルショックの年まで続く、この高度経済成長に一層の弾みをつけたのが1960(S35)年、第二次池田内閣が掲げた「国民所得倍増計画」でした。国民の所得増大は札幌も例外ではなく、1955年に約36000円だった勤労者1世帯平均実収入が、1960年には48000円、1966年には70000円に上昇しています。全国を上回る長時間労働など多くの問題があったものの、札幌市民が高度経済成長の恩恵を肌で実感していたのは疑いのないところです。

2. 大量生産・大量消費の中で消費者問題顕在化

耐久消費財などの登場で「消費革命」の言葉も生まれ、便利な消費生活をもたらした高度経済成長ですが、当然のように歪みも生みました。激しい物価上昇が家計を直撃し大量生産、大量消費の延長上にある、「売らんかな」主義によって構造的な消費者問題を顕在化させたのです。

代表例が1955(S30)年の森永ヒ素ミルク中毒事件。製造工程で使用した乳質安定剤の中に猛毒ヒ素が混入していたため、森永乳業の缶入りミルクを飲んだ乳児130人以上がヒ素中毒で死亡するという大事件でした。また、いわゆる「ニセ牛缶事件」も象徴的です。高度経済成長を支える技術革新は、食生活の洋風化、インスタント化ももたらしました。女性労働者の急増に伴い、家事労働を軽減する加工食品の需要が高まったのです。

1960(S35)年に起きた「ニセ牛缶事件」は、東京都衛生局が消費者の苦情をもとに調査したところ、「ロース肉大和肉」と表示された缶詰の中身が実際にはすべて鯨肉だったというもの。その後の調査でも、「牛缶」や「コンビーフ」の表示であっても、安い缶詰はそのほとんどが馬肉か鯨肉でした。こうした慣行は、業界では半ば常識化しているうえ、ニセ牛缶を取り締まる法律はなく、消費者の不安は高まる一方でした。

健康や生命、生活環境を脅かすこうした問題に対し、1948(S23)年に結成していた主婦連合会(主婦連)は、1956(S31)年、主婦会館内に日用品試験室を設置。消費者の立場から商品のテストを始め、品質や表示問題を中心に、次々と“嘘つき”“ごまかし”を指摘しました。また同年、全国消費者団体連絡会(全国消団連)が結成され、翌年開いた全国消費者大会で「私たち消費者大衆こそ経済繁栄の母であり商業者繁栄の支柱であります。すべての物の価格と品質は消費者の意思を尊重して決定しなければなりません。私たち消費者大衆こそ主権者であることを高らかに宣言します」との「消費者宣言」を読み上げました。その後1961年には、財団法人日本消費者協会が設立され、運動の方向を「正しい商品選択のための情報を消費者に提供し、商品に対する苦情の

処理に当たる」「消費者のための、消費者の声による消費社会の確立を期し、消費者主権の確立に邁進する」などと定めた消費者宣言を発表しました。

日本消費者協会が設立された年、北海道消費者協会も設立され、「消費者教育」「組織活動」「相談・情報活動」に取り組み始めました。この頃札幌市民は同協会に属して活動しています。

こうした消費者団体を中心とする消費者運動の中で、1960(S35)年に薬事法、61年に割賦販売法、62年に家庭用品品質表示法が制定されるなど、消費者の利益擁護をめざした各種法令の整備が進みました。

3. 東京よりも高い札幌の物価に、いち早く「消費経済課」設置

1960年代、消費者物価は持続的に上昇。とりわけ60年代前半の上昇率は毎年のように6%を超え、家計を圧迫しました。中でも生活物資の大半を本州から移入していた事情や、北国の特殊性から暖房費や被服費、住宅建築費も割高になる札幌市民は、自ずと消費生活に不利な条件を抱え、家計費の支出は高くなり、実質生活水準は本州に比べて低い状況にありました。



高田富與(とみよ)市長

札幌市ではこうした物価高に対処する施策の一つとして、高田^{とみよ}富與市長(S22・4～34・4)時代に、その“切り札”として中央卸売市場の建設に着手し、1959(S34)年12月に開場しました。また札幌市婦人団体連絡協議会から要望のあった生鮮食料品の標準小売価格の発表を1962年から始めましたが、種々の理由から標準小売価格を無視し



▲開場間もない中央卸売市場(1960年)

たり、店頭公示を行わない小売店も多いのが実情でした。市婦人団体連絡協議会は道消費者協会と連携、依頼し、翌63年から食料品の量目調査も行い、多数の量目不足を発見。成績の悪いメーカーに改善を申し入れるなど活躍しています。

しかし1963(S38)年6月の閣議で、川島正次郎行政管理庁長官が地方都市の物価高を語った際、特に「札幌の生鮮食料品は東京、大阪より高い」現状を報告したことから、「札幌価格」「北海道価格」への関心が一気に高まり、札幌だけではなく北海道全体で本腰を入れて取り組むことになりました。



▲標準小売価格の発表(1977年)

1959(S34)年5月、高田市長の跡を継いで6代目札幌市長となった原田^{よさく}興作氏は、市民憲章が制定された年の1963(S38)年、東京都(S36)、名古屋市(S37)に次ぎ全国で最も早い段階で消費者行政の専管機構としての消費経済課を設置。同年7月には市の諮問機関となる市消費生活物資対策審議会を設置し、11月には消費者モニターを設置しまし



商店を視察する原田市長(1963年)

た。このうち消費者モニターは、市民からの消費生活上の意見、苦情などについての情報を受け、行政に反映させるものです。さらに翌64年11月には、地方自治体として初めての「消費者相談室」を北1西4、市役所4階に設置し、相談業務を道消費者協会に委託。相談員は同協会所属の消費生活コンサルタント6人が担当しました。1966年、同相談室には219件の相談があり、うち苦情相談141件、買い物相談78件でした。

1967(S42)年3月には、消費者行政を円滑に進めるため、庁内組織として横断組織の市消費者対策推進委員会を設置しています。

日本における消費者行政の紀元元年をどこに置くかは諸説ありますが、1961(S36)年、経済企画庁が諮問機関として「国民生活向上対策審議会」を設置し、「消費者保護のためにとるべき対策の基本方向」を諮問し、通産省が同年発足した日本消費者協会の商品比較テストに補助金を出すことになったことが有力説の一つです。ちなみに農林省に消費経済課が設置されたのは1963年、通産省に消費経済課が設けられたのは翌64年であり、札幌の消費者行政専管機構の設置はきわめて迅速なものでした。

消費者行政の基本的考え方は、「強くなった事業者の行動について一定のルールを決めて行動を規制すること。もう一つは、弱くなった消費者の力を強めるために消費者を支援すること」です。すなわち、消費者の選択の権利を保障するとともに、消費者が自主的に判断する能力をもつための消費者教育、消費者への情報提供、苦情処理、意見の反映を図ることが消費者行政の具体的内容と考えられました。

こうした消費者行政に大きな影響を与えたのが、1962(S37)年3月、アメリカのケネディ大統領が議会に送った「消費者の利益保護に関する大統領教書」です。それによると消費者には①安全を求める権利②知らされる権利③選ぶ権利④意見を聞いてもらう権利の4つの権利があり、それを大統領の権限において保証すると約束しました。1976(S51)年には、フォード大統領が「消費者教育を受ける権利」を付け加え、消費者の5つの権利として一般的に認識されるようになりました。

ケネディ大統領の大統領教書と4つの権利は、消費者の権利についての“歴史的宣言”として日本を含む諸外国の消費者行政に大きな影響を与えました。

第2章 原田市長時代の「暮らしのニュース」紙面

(1960年代後半～1970年代前半)

豊かな暮らしへ消費者も行政も向上心に燃えて

■このころの主な出来事

〈札幌〉ポートランド市と姉妹提携(S34) 豊平町を合併(S36) 市民憲章制定(S38) 手稲町を合併(S42) 市創建100年記念(S43) 人口が100万人を超える(S45)

〈国内・世界〉十勝沖地震(S43) 札幌大で日本初の心臓移植手術(同) アポロ11号月面着陸(S44)

1. 「豊かな生活のためのてびき」として創刊

「暮らしのニュース」の記念すべき創刊号は、1967(S42)年4月10日付で発行されました。原田市長2期目在任中の最終盤での発行になります。66年4月、第11回オリンピック冬季大会招致を成功に導いた同市長は、翌67年4月28日に行われた市長選挙で3選を果たし、以後の消費者行政に取り組むこととなります。



原田與作市長

「街づくりの一助に～「暮らしのニュース」創刊にあたって」と題する挨拶文の中で原田市長は「ご存知のように1972年には札幌オリンピックが本市で開催されますが、これを成功させるために、開催市にふさわしい街づくりを積極的におし進めていく考えであります」とした上で、「こうした街づくりとともに忘れてはいけないのが、消費者対策であります。本市が全国にさきがけて、消費経済課を設置し、消費者の保護にのりだしましたのも市民生活の安定をはかり、かつそれをより豊かに向上させたいと

いう願いからであります。(中略)。この冊子が、みなさんがたの『より明るく豊かな』消費生活の指針となるようねがってやみません」と発刊の趣旨を述べました。

創刊号表紙の「暮らしのニュース」の題字の下には、発刊の趣旨を表すように「豊かな生活のためのてびき」との副題がついています。題字そのものはその後「暮らしのニュース」などと変更を重ね



「暮らしのニュース」
創刊号(1967年4月)

ますが、副題は1980(S55)年3月発行の156号まで変わらずに続くことになり、市民、消費者の関心が長らくの間、“豊かな生活”にあることが分かるようです。創刊号の「もくじ」は、原田市長の「創刊のごあいさつ」以外では、「消費経済課の仕事①」「消費生活モニター研修会講師の話から」「シュンものを安く食卓にのせましょう」「座談会／モニター活動をふりかえって」「暮しと計量／ムダを省くために計量を」「かしこい消費者／私はこう考える」「消費者相談室」です。

2. 生活大学、消費生活研究会…消費者教育に力点

「豊かな生活のためのてびき」の副題に沿うかのように1960年代後半～1970年代前半の「暮らしのニュース」には、市民への消費者教育に関する記事内容が頻繁に取り上げられました。消費者教育の重要性が本格的にクローズアップされるのは、1972(S47)年に割賦販売法が改正され、クーリング・オフが導入されたのに伴って消費者の判断、行為責任が問われるようになってからですが、札幌市の消費者教育はそれに比べ、早い時期から重要視されていたといえます。

消費者教育に関する代表的な記事は、市が行う地区別消費生活研究会、生活大学、業種別懇談会、施設見学会、そして「みんなの消費生活展」などに関するものです。

地区別消費生活研究会は、市内の主婦を対象に合理的、経済的な消費生活のあり方を話し合い指導するのが目的で、例え少人数でも開かれる、いわば市消費経済課の“出前講座”。創刊から間もなくの間、何度も取り上げられ、1967(S42)年6月の3号では「100回目を迎えた地区別消費生活研究会～地域業者とヒザを交えて話し合う～」のタイトルで掲載されました。



▲生活大学(1977年) “消費者教育”を話す～生活大学がスタート

～」としてトップ記事扱いされています。また翌68年の13号には、1年間学んだ1期生の修了式の様子が大きく取り上げられました。

業種別懇談会は、消費生活の合理化のため、商品知識の習得、業界に対する苦情、要望などの提言、また業界から消費者に対する協力要望などを受ける場で、消費者と業界が相互の理解を深めることを目的に始められました。「消費者米価と配給制度」「石炭プロパンガス」「鮮魚」「賃もち」などテーマを変えてほぼ毎月1回、該当する業

界と消費者の間で討論が行われています。話し合いの内容は「暮らしのニュース」に必ず掲載され、多くの消費者が目を通しました。

業種別懇談会や地区別消費生活研究会の参加者は、市内の食品メーカーや市中央卸売市場、市農業センターなど、消費生活に関係する施設見学も行い知識を学んでいます。「暮らしのニュース」では適宜その様子を記事として取り上げました。



賃もちの計量(1968年)

3. 直面する消費者課題を明らかにした「消費生活展」

「暮らしのニュース」タイトルそばに、「札幌オリンピックを成功させよう」の晴れがましいスローガンが登場した1967(S42)年の5号紙面。「みんなの消費生活展」の開催予告記事が初めて紙面に登場しました。そこには開催趣旨が次のように書かれています。

「技術革新の急速な進歩にともなう、わたしたちの消費経済生活の内容は、消費革命といわれるように、めざましく変化しています。この変化は、暮らしをゆたかに、また便利にしたところも多くある半面、消費者自らが、創意と工夫によって、消費生活の安全、合理化をはかることも望まれています。そのようなことから、かしこい消費者となる、一つの手がかりとして、『消費生活展』を開催するものです」。生活を豊かにする“賢い消費者”がキーワードでした。



第1回消費生活展テープカット/板垣助役
(1967年)

第1回「みんなの消費生活展」はⓍ今井百貨店を会場にその年10月の6日間、衣生活コーナー、食生活コーナー、住生活コーナー、計量・保健コーナー、広告コーナー、生活設計コーナー、相談コーナーなど9つのコーナーを設けて開かれました。

その後も毎年1回開かれた消費生活展は、会場が不特定多数の市民が集まるデパート内とあって、毎回大勢の人たちで賑わう名物啓発行事となります。その年ごとの開催テーマは「生活設計」(1970年)、「急速に変ぼうする社会と消費生活」(71年)、「豊かな衣食住」(72年)、「小さな節約・明日へのゆとり～いま資源・エネルギーは～」(79年)など、消費生活におけるアップ・ツ・デートな課題を反映したもので、「消費生活展」の名称で最後の開催となる第20回のテーマは「あなたがつくる、明日への暮らし」(1986年)でした。87年、消費生活展は「消費者まつり」に名称変更します。

「暮しのニュース」は、「消費生活展」が開かれるたびに毎回紙面で大きく取り上げ、会場に足を運ばなかった市民も、その時々直面する消費者課題を知ることができました。

4. 「北海道価格」をはじめ、永遠のテーマの物価問題

原田市長時代の1960年代後半から1970年代前半に発行された「暮しのニュース」で消費者教育とともに数多く取り上げられた話題が物価と食料品を中心とした安全の問題です。

1960年代後半になると、生産性の向上した企業の賃上げが生産性の向上しない企業の賃上げへと波及し、製品価格へのコストの転嫁、値上がりにつながりました。また生産性が向上しても製品値下げにつながらない大企業の「管理価格」も物価上昇の原因となりました。

一方、1950年代から1960年代に度々発生した薬害事件が消費者の安全への関心を高め、70年代初めには、飼料作物へのBHC、DDTなどの農薬使用の禁止、チクロ入りジュース類の販売禁止、食品の品質表示規制を内容としたJAS法改正、農薬取締法改正、食品の残留農薬許容基準設定など、安全性確保のための規制法が制定、改正されるなどしました。

「暮しのニュース」紙面において物価問題で目立つのが「北海道価格」。3号(1967年)、19号(68年)、48号(71年)などで取り上げています。北海道価格が問題視されたのは、1960(S35)年のセメント、乗用車、石油、清酒の4品目に本州と価格格差があったことに始まりますが、この問題は長期にわたって解決されずに尾を引くこととなります。3号では「インタビュー そこを知りたい」のタイトルで白石康平・市経済局長が市消費生活モニタークラブの成田和子会長のインタビューに答える形で北海道価格の問題を語っています。また49号では「主婦の経済学」として岡本理一・札幌大学教授が北海道の物価高の原因などを述べています。

「暮しのニュース」は二重価格の問題も大きく扱っています。

二重価格問題といえば、まず思い浮かべるのが1970(S45)年、消費者5団体と全国消費者団体連絡会によって全国的な運動に盛り上がったカラーテレビ買い控え運動。導火線になったのは、全地婦連が前年69年に公正取引委員会の委託で行った二重価格の実態調査。その結果、国内では高く国外では安いという二重価格が明らかとなり、買い控え運動は、不当にテレビ価格をつり上げている大手メーカーの管理価格に憤りを感じた国民と世論の支持を得ました。70年にはアメリカへの低価格輸出が反ダンピング法違反にも認定され、買い控えにあった各メーカーは操業短縮の窮地に。結局、運動の威力に屈したメーカー12社は、翌71年に入り、新機種から価格引き下げを発表し

ました。この国民を巻き込んだ買い控え運動は、消費者が声をあげて団結して行動し、直接、独占的大企業の管理価格に初めてメスを入れた日本の消費者運動史上、画期的なものとも語り継がれるものです。

45号(1970年12月)では、「信用を失っている家電の現金正価！」として、公正取引委員会がカラーテレビをはじめとする家電製品の二重価格問題を審議したこと、その結果、現金正価は実売価格との差が大きく不当表示の疑いがあるとの意見にまとめ、是正を促すことになりそうなことを紹介。業界がカラーテレビを新製品から現金正価表示を改め、「¥」の表示へ切り替えることを明らかにしたと伝えています。また50号(71年5月)では、公正取引委員会事務局長通達、「カラーテレビ等家庭電気製品の不当な価格表示について」を詳細に紹介しました。

注目すべきは「暮らしのニュース」が、カラーテレビ二重価格問題以前から二重価格そのものについて触れていることです。1969(S44)年の30号では、「最近、一部の商品に、販売価格がとくに安価であるように、市価よりも高い架空の価格を市価と称して、商品の販売価格に併記する、といった、不当な価格表示が行われています」として「二重価格表示について」の記事を掲載。翌31号では生活大学に公正取引委員会札幌事務所の担当課長を招いた「二重価格表示について」の講演記事が紹介されています。



消費者の特に関心の高い物価の一覧表が初めて掲載されたのは1967(S42)年6月の3号。各種商品の価格、量目、品質をチェックするため市が委嘱した試買調査品が足で集めたデータを整理し、「生鮮食料品試買調査結果表」として紹介しました。魚介類と果物、野菜10品目のみですが、市内を8地区に分け、高い地区、安い地区などを競馬勝ち馬予想のように、◎や○、△で表示したユニークなものでした。

札幌ならではの価格に関する記事もあります。23号(1969年2月)では、「一部に便乗値上げも」として雪まつり期間中の飲食物などの調査結果を紹介しています。また量



南円山公設小売市場(1969年)

目関係の記事では、4号(1967年7月)で「配給米を買うときは気をつけましょう」のタイトルで、試買調査員、消費生活モニターが行った米の量目品質調査で、全体の1割も量目が不足していたことを明らかにしています。当時は消費経済課計量検査所で消費者に対し「貸しはかり制度」を実施するほどで、販売店での計量への意識も低い状況でした。

小売商業の近代的、合理的経営を促し、物価の安定を図ることによって市民生活の向上を目指して南円山公設小売市場の建設が完了し、オープンしたのは1968(S43)年12

月。公設小売市場はその後各地に造られますが、「暮らしのニュース」ではその都度、写真入りで詳しく紹介しています。

5. 食の安全性や北国ならではの暖房炭にもスポット

原田市長時代の「暮らしのニュース」で物価問題と並んでしばしば登場する話題が食品添加物でした。

1955(S30)年に始まる高度経済成長は技術革新を生み、食生活を簡便化する加工食品の急増をもたらしました。しかし食品を大量生産、広域流通させるため保存料や殺菌料、酸化防止剤が添加され、購買欲をあおり大量販売するために着色料や着香料が添加されるなど、種々の食品添加物が用いられました。ほかにも生産段階で農薬や化学肥料、抗生物質といった化学物質が使われるようになっていたのです。

「暮らしのニュース」では1969年7月の28号から2回連続で「食品添加物について」の記事を掲載。同年5月の26号、同11月の32号では地区消費生活講座で食品添加物が講座テーマになったことを紹介しています。また翌70年12月の45号では「食品添加物などを再検討～政府、消費者保護に139項目の対策～」のタイトルで、政府がサッカリン、サリチル酸など25品目の食品添加物の安全性を年次計画で再検討することなどが示されています。

このほか1969年9月の30号では「野菜類の着色、漂白の禁止」のタイトルで、厚生省が告示で食品添加物などの規格基準の一部改正を行い、野菜、豆、鮮魚介類、肉類に合成着色料タール系14種類、また野菜、豆類に漂白剤7種の使用を禁止したことが紹介



石炭ストーブの展示会(1959年)

されました。

1960年代後半から1970年代前半の「暮らしのニュース」でほかに目のつく標題は、暖房炭、石油ストーブ、自主流通米といったものです。このうち暖房炭については1966(S41)年からカマス売り石炭の量目調査が始まっていましたが、札幌市民にとって冬期間の生活の必需品である石炭については、このころ量目や品質が大きな問題でした。一方で石炭をしのぐ勢いで普及しだしたのがポット式石油ストーブ。69年11月の32号では「暮らしの知識」として「石油ストーブの正しい扱い方」の長文が掲載されました。

6. 「消費者保護基本法」施行。札幌消費者協会が発足

1960年代の終盤以降、中央だけではなく地方においても消費者保護行政の充実が見られました。しかしこの時期の消費者行政には確たる体系や根拠がなかったため、札

幌を含む自治体では手探りで模索を繰り返していました。そのため、総合的な消費者保護行政の基本方針を明らかにし、国および自治体などの行政課題を体系づける法整備が待たれていました。

そうして1968(S43)年5月に制定、施行されたのが「消費者保護基本法」です。同法は消費者の利益の擁護および増進に関し、国、地方自治体および事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにする中で、「消費生活の安定および向上を確保する」ことを目的としています。

その後の消費者行政の展開を支えるこの法律は“消費者保護の憲法”とも言われましたが、「暮らしのニュース」は1968(S43)年7月の16号で、「消費者保護基本法が成立しました！」の見出しで法律の条文などを詳述しています。なお翌69年には地方自治法が改正され、地方自治体の処理すべき事務に、消費者保護が取り入れられました。

北海道消費者協会の社団法人化に伴い、札幌に単位協会の設立要求が高まったのはこのころです。「暮らしのニュース」には、1969(S44)年4月に札幌消費者協会が設立されるまでの動きが取り上げられています。最初は21号(68年12月)で、「札幌消費者協会の設立に協力要望」の見出しの記事。続く22号には「“札幌消費者協会”設立準備すすむ」、24号には「仮称『札幌消費者協会』設立総会は4月16日」とあります。69年10月の31号には設立後初めて開かれた第1回札幌消費者大会の様子が詳しく紹介されています。その席上、初代会長となった後藤マサ氏は、「よりよい消費生活のために消費者意識の高揚をはかりましょう」と挨拶しています。発足時、会員の申し込みは700人を超え、事業として消費者相談、試買検査などを計画としてまとめました。道消費者協会に委託し市役所4階の消費者相談室で行われていた消費生活相談が札幌消費者協会に業務委託されたのは翌70年4月からです。

7. 消費者対策を行政の重要な柱の一つとした原田市政

原田市長が就任しておよそ1年後の1960(S35)年、札幌の人口は50万人を超え、70(S45)年には100万人を突破。同市長時代の10年余りで50万人増え、全国有数の巨大都市が誕生しました。在任中に立案、実施に移した「主要事業10年計画」「建設6年計画」「建設5年計画」の都市建設事業で札幌は都市の様相を一変させたこととなります。

原田市長は退任後の回顧録の中で、戦災も大災害も受けなかった札幌市は、「自力で近代都市への脱皮を図らなければならなかった。札幌を中心として冬季オリンピックが開催されることになれば、自ら都市施設整備のために国費の導入や、札幌市に対する特別の財政措置がとられるであろうと考え、その誘致に力を入れることにした」と述べています。

いわば原田市長時代の札幌は、街も人々の暮らしも絶えず向上をめざしていた時代

であり、消費者行政もその延長線上にありました。全国的にもかなり早い時期に設けた専管機構の消費経済課、全国地方自治体で初めての消費者相談室の開設、諮問機関の市消費生活物資対策審議会や庁内組織の市消費者対策推進委員会の立ち上げなどはその具体例です。



消費生活相談(1974年)

生活大学や地区別消費生活研究会などは消費者教育の一環として行われていますが、毎月行う業種別懇談会は業界と消費者の相互理解を深める意味合いもあり、また消費者サービス向上研修会などは業者の資質向上を狙ったもので、まさに教育は隅々にまで行き届いた印象です。

1968(S43)年5月の「暮らしのニュース」14号では消費生活モニター辞令交付式で挨拶に立った道消費者協会の後藤マサ会長が、「現在、日本各地における消費者行政を見てもみると、札幌ほど消費者に対する行政サービスの行き届いたところはないのではあるまいかと思います」と述べています。こうしたこともあってか同年秋には経済企画庁、神奈川県、広島市、川崎市などの消費者対策の関係者が大挙、札幌を視察に訪れ、同年9月の18号にその記事が掲載されています。5年前、川島行政管理庁長官から「札幌の生鮮食料品は東京、大阪より高い」と名指しで指摘された“屈辱”はうそのようです。

行政トップをはじめ、職員たちの熱意にも特筆すべきものがありました。原田市長は商品の試買結果を直接担当職員から情報として得たり、積極的に小売業者を視察するなど消費者行政の先頭に立ったほか、主婦との消費生活をめぐる懇談会などにも出席し消費者意識を肌で感じる行動をとりました。小柴伸商工部長をはじめ担当職員も生活大学などで何度も講師を務め、それらは「暮らしのニュース」紙上で度々取り上げられています。

第3章 板垣市長時代の「くらしのニュース」紙面

(1970年代前半～1990年代前半)

モノからココロへと価値観を変えた石油危機

■このころの主な出来事

〈札幌〉地下鉄南北線開通(S46)市新庁舎・地下商店街オープン(同)冬季オリンピック札幌大会(S47)政令指定都市制移行(同)地下鉄東西線開通(S51)札幌新道全線開通(S56)人口150万人を超え京都市抜き全国5位(S58)芸術の森オープン(S61)地下鉄東豊線開通(S63)厚別区・手稲区誕生で9区に

〈国内・世界〉第一次石油危機(S48)有珠山大爆発(S52)元日本赤軍が日航機ハイジャック(同)スペースシャトル初飛行(S56)大韓航空機・サハリン上空で墜落(S58)グリコ・森永事件(S59)日航ジャンボ機が群馬県山中に墜落(S60)平成景気始まる(S61)東京ドーム完工、青函トンネル開業、新千歳空港オープン(S63)昭和天皇崩御、年号が平成に改元(S64)中国で天安門事件起きる(H元)湾岸戦争勃発(H3)ソ連邦消滅(同)バブル景気崩壊(同)

1. 野菜の安定供給、便乗値上げが不安視されたオリンピック開催

1971(S46)年5月、55歳の板垣武四氏が市長に就任しました。その後板垣氏は5期連続で20年市長の座にあり続けます。

原田市政が都市建設を中心に展開されたのに対し、板垣市長は社会福祉、老人対策、青少年育成など“市民のソフトなニーズ”に応えようとしてきました。当選直後には「札幌は建設から都市管理の時代に入った。これまで建設されたものを質的に充実させ、さらに住民利便とサービスに力を入れていく」と述べています。

真っ先に取り組むべきは、原田市政によってすでに路線が定められていた二つの大仕事でした。一つが冬季オリンピック大会の開催、もう一つは政令指定都市への移行です。



地下鉄南北線開通(1971年)



板垣武四市長

1972年2月、アジアで初めて開かれる冬季オリンピックに合わせ地下鉄南北線の建設が進むなど、札幌は“オリンピック特需”に盛り上がっていましたが、60年代終盤から始まったインフレは、71(S46)年のアメリカのドル防衛策の発表で加速され、翌72年に田中角栄内閣が「日本列島改造」を打ち出すころには、イ

ンフレはさらに激化していました。

こうした経済状況の中で、札幌市民の現実的な不安はオリンピック開催に伴う野菜の安定供給と価格でした。「暮らしのニュース」ではこうした市民の声に応える形で1971年11月の56号から4回にわたって「オリンピック期間の野菜対策」のタイトルで市の取り組みなどを紹介し、不安解消に努めています。また懸念されていたオリ



主婦と板垣市長の対話集会(1971年)

ック期間中の飲食店における便乗値上げについて価格調査を実施し、72年3月の60号で

「便乗値上げみられず」と結果公表しました。ユニークな移動生活指導車「ゆたか号」が巡回開始したのは71年11月からです。



移動生活指導車(ゆたか号)

消費者の悩みのタネである物価高に抗し、少しでも家計の足しにと1973(S48)年8月から始めたのが「さっぽろ青果の日」。業界の協力を得て始めたもので、すでに始まっていた「さっぽろさかなデー」「さっぽろ肉の日」と合わせた3つのサービスデーは主婦らの間で大きな話題となりました。「暮らしのニュース」79号(73年10月)の紙面で大きく取り上げられています。



ゆたか号車内(1975年)(上1988年)

また同じ79号には「3品目は全廃へ再販品目を大幅削減」の見出しで、再販品目に対する公正取引委員会の取り組み方針を扱っています。再販制度とは、商品の生産者が定価を決め、小売業者が消費者に販売する際、この定価を守らせる制度。主婦連がこれを問題視して廃止を要望したほか、カラーテレビの二重価格の構造が明らかになる過程で、メーカーによる管理価格の高額設定などの実態を消費者は知ることになります。

本来再販制度は独占禁止法により原則として禁止されていますが、当時は化粧品、医薬品、洗剤、石けん、練り歯磨きの5商品は許容されていました。結局、「暮らしのニュース」が報じたように、1974(S49)年9月から、1000円以下の化粧品と大衆保健薬を除き、再販許容商品の指定が取り消されることになります。

1972年4月1日、札幌市は念願の政令指定都市となり、7区制をスタート。大都市の道をさらに突き進みます。

2. いきなり襲った石油危機でススキノからネオンが消えて

オリンピックの成功、地下鉄の開通、高速道路の整備、地下街のオープンなど明るく希望に満ちたスタートを切った政令指定都市・札幌。

1973(S48)年10月、そうした熱気に強烈な冷水を浴びせる重大事態が起きます。産油国のアラブ石油輸出国機構が、第四次中東戦争の勃発を機に供給削減と原油価格4倍の値上げを発表し、いわゆる第一次石油危機に見舞われました。とりわけ石油の大部分を中東地域に頼っていた日本経済にはかり知れない打撃を与え



冬季オリンピック札幌大会
ジャンプ競技場(1972号)

ることになります。石油不足で物が買えなくなるとの噂が広がり、消費者はトイレットペーパーや洗剤、砂糖、食用油などを買い急ぎ、全国で物不足パニック現象が起きました。

パニック前年から卸売物価と消費者物価が並行して異常高騰するという事態に見舞われた政府は、1973(S48)年7月に大豆や木材などの買い占め、売り惜しみを禁止する「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(買占め売惜しみ防止法)」を制定していましたが、石油危機によるパニックを受けて、灯油やトイレットペーパー、ちり紙、重油、液化石油ガス(プロパンガス)などを追加指定。同年11月にはマイカーや給油所の休日営業の自粛などの石油節約運動を国民に求めました。その結果札幌でも、ススキノ歓楽街からネオンが消え、重油を燃料とする公衆浴場は営業時間を短縮。ガソリンスタンドが一斉休業して不要不急のレジャーが抑制されるなど、市民生活にも大きな影響が出ました。

政府は1973年12月22日、「国民生活安定緊急措置法」「石油需給適正化法」の生活二法を施行し、石油・電力供給の20%削減などの緊急対策を決定。また、灯油、プロパンガス、トイレットペーパー、ちり紙について国が「標準価格」を定め、価格を凍結して適正化を図るようにしました。昭和期における3度目の統制経済の始まりです。

「暮しのニュース」82号(1974年1月)ではこの問題を「石油緊急事態宣言」「石油二法案成立」の見出しで、いち早く大きく取り上げています。また同じ号の「お茶の間経済セミナー」シリーズの中で「石油二法で暮らしはどうなるか」と題して雑誌編集長の分析を掲載しました。

3. 緊急事態に「生活物資対策部」設置し物価を監視・調査

「国民生活安定緊急措置法」「石油需給適正化法」の生活二法が施行された1973(S

48)年12月22日、札幌市は生活物資等緊急対策会議準備事務局を開設し、翌74年1月には本格的な市生活物資対策部を新設。市民の立場を最重視した物資不足と物価上昇に対する緊急の対策に着手しました。

一つは国民生活安定緊急措置法に基づく指定物資の「標準価格」の実施。家庭用灯油は18リットル店頭380円など家庭用プロパンガス、ちり紙、トイレトーパーに標準価格が設けられ、販売店はこれらを記載した表を店頭掲示したうえ、これを超えない価格で販売しなければなりません。また標準価格設定に伴って、その監視や調査の権限が国から政令指定都市の札幌市に委譲され、市は標準価格や販売価格が正しく表示されているかの監視などを行うことになりました。



1974(S49)年2月の「暮らしのニュース」83号では、見開きページを使って「標準価格スタート」の見出しで標準価格の中身について詳述しています。同年4月の85号の表紙には、この標準価格を含めた物価を監視・調査するパトロール車が始動する内容の記事を掲載。また、同年2月から始まったテレホンサービス「暮らしのダイヤル」の利用を促すサインが85号から表紙に載るようになりました。このほか同じ号では、実施されたばかりの石油製品の新しい指導価格に関する記事が掲載されています。

市生活物資対策部が生活二法に基づく物資不足、物価上昇に対する緊急対策を行ったのに対し、1974年1月に開設された市生活物資等緊急対策会議は、国や業界に対する要請活動などに重心を置いた組織でした。市民側の情報収集や要望意見を集約し、それらをもとに問題点の把握と対応策を審議する組織で、学識経験者、消費者、市議会議員、市、商工会議所などがメンバーです。同会議が特に問題視したのは「北海道価格」。国は地域的事情によっては、標準価格を基準として妥当な価格を認めるとし、札幌市内には本来、標準価格1300円(正味量10kg)のはずのプロパンガスを、200円も高い1500円の実勢価格として業者に指導通達。同会議はこれに反発し、道と連携して国に撤回を求め、結果的には50円引き下げに成功。また、その後の標準価格の改正の際も石油元売り業界に値下げ要請活動などを行いました。

1974年2月の「暮らしのニュース」83号には「札幌市生活物資等緊急対策会議が発足～板垣市長を議長に市民各層の代表20名で構成しました」の見出しで大きく掲載。同会議には石油部会、生活物資部会、産業物資部会の3部会が設けられたことなどが述べられています。

この時期、市民は石油危機とモノ不足、物価高の三重苦にあえいでいましたが、「暮らしのニュース」では、こうした状況に追い討ちをかけるような重油高騰などを理由とした北電の電気料金大幅値上げを86号(1974年5月)、87号(6月)で連続して取り上げて



います。

1975(S50)年7月、第一次石油危機に対応して臨時的に設けられた生活物資対策部は、消費者対策室と合併し、新たに「生活物資部」が発足。その内容は同じ月の「暮らしのニュース」100号に掲載されています。「暮らしのニュース」の物価版に生鮮食料品に加えて加工食品が登場したのもこの100号から。翌76年9月からは別冊として「物価版」が発行されました。

物価版の創刊号に寄せて板垣市長は「この物価版は、特に物価関係の情報ははじめ、時期に応じた経済問題を取りあげて皆さまにお届けすることになっています。日々の暮らしに少しでもお役に立てば幸いです」と述べています。

なお、モノ不足、物価高騰の異常事態を脱したとして「市生活物資等緊急対策会議」が「市生活物資等対策会議」に名称変更したのは1982(S57)年。90年には湾岸戦争に伴ってその石油部会が4年ぶりに開催されました。正月用食品の試買調査が初めて行われたのは76年末のことでした。

4. 政令指定都市で初となる「市消費生活安定条例」施行

物価高の異常事態が収まらない中、1974(S49)年3月25日、札幌市議会本会議で、全会一致の議員立法として「札幌市消費生活安定条例」が可決成立、同4月12日に公布、施行されました。全国政令指定都市の中で初めての条例で、長年の懸案でもある北海道価格の解消をも盛り込んだ市独自のものでした。

同条例は目的を「市民生活にとって必要な物資などの円滑な流通と北海道価格の解消を図ること。企業の不適正な利得を排除し、物価の高騰や経済の異常な事態から市民生活を守り、安定を図ること」としました。事業者の責務も明記し、事業者が市(市長)の是正勧告に従わないときの措置なども定めています。

市消費生活安定条例が施行されると市生活物資等緊急対策会議は、買占め売惜しみ防止法指定の灯油、トイレットペーパー、合成洗剤、砂糖などが指定物資から解除される時期においても、なお札幌市民の生活安定には必要不可欠と判断し、国の解除に先駆けて1974(S49)年5月8日、27品目を「市消費生活安定条例」の指定物資とし、さらに市独自で小麦粉、乾めん、即席めん、みそなど5品目を追加し、合計32品目を指定し、監視下におきました。これらを解除するのは1977年6月ですが、同年、200カイリ問題が起き、冷凍魚類の買い占めなどで価格が急騰したのを受け、新たに冷凍サケ・イカ・サンマ、塩サケを指定物資としました。

「市消費生活安定条例」については74年4月発行の「暮らしのニュース」85号に、また塩サケなどが同条例によって指定物資に決定した情報は77年6月の123号に掲載されました。

ちなみにこれら冷凍魚と灯油、プロパンガスの指定物資6品目が解除されるのは、新たに市消費生活条例が制定されるのに伴って市消費生活安定条例が廃止される1994(H6)年6月です。

5. “消費者の城”となる市消費者センターがオープン

1977(S52)年11月発行の「暮らしのニュース」128号(121号から題字の一部変更)は、札幌市消費者センターのオープンの予告記事を3ページにわたって取り上げています。



消費者センター消費生活相談コーナ(1977年)

市は、消費者を保護し、消費生活の安定と向上を図るため、その拠点となる市消費者センターを、中央区大通西14丁目に開設しました。オープンは同年11月12日です。

主たる事業は相談業務、商品テストおよび実験実習の実施、消費生活資料の展示、消費者の啓発および各種講習会・講演会の開催です。このうち相談業務の窓口は本庁にも開設し、各区役所と丸井今井デパートの「くらしのセンター」には札幌消費者協会員が配置され、市民の苦情や相談を受けました。オープン年である77年の相談件数は5300件でした。

128号では消費者センター建物の3階までの平面図も掲載して詳しく事業内容を紹介。「あなたをお待ちしています」のタイトルでグループの利用なども呼びかけています。完成した市消費者センターはその後、2003(H15)年に札幌エルプラザに移転するまで、同じ場所で“消費者の城”としての役割を果たすことになります。

6. 生活防衛の灯油共同購入と節約思想の不用品交換会

1970年代後半、石油危機を契機に高度経済成長の永遠でないことを知らされ、資源の有限性を認識させられた消費者は、物の豊かさより心の豊かさ、生活の量より生活の質という価値観の転換を見せるようになりました。

生活防衛のための灯油の共同購入もその一連のものです。灯油を少しでも安く安定的に買うための共同購入は、1980(S55)年の第二次石油危機以降、特に急速に加入者を増やしますが、第一次石油危機がその端緒になりました。「暮らしのニュース」114号

(1976年9月)には、「灯油 共同購入の輪ひろがる」の記事が載っています。

家庭の不用品を交換し合って生活防衛の一助にという「不用品交換会」のブームも生活見直しの一つの表れでした。1974(S49)年6月の87号では表紙ページに札幌消費者協会が市の後援で開いた不用品交換会の賑わっている様子が紹介されています。こうした催しは以後各区で開かれました。また同年



石炭に替わって普及めざましい
灯油(1977年)

10月から11月にかけて開かれた「みんなの消費生活展」のテーマも「くらしのムダ〜つくろう・はかろう・みなおそう〜」をテーマに生活改善を呼びかけるもので、92号に大きく掲載されました。

本州メイドの製品があふれる札幌。しかし積雪寒冷という特殊な自然環境にある北海道では、その生活様式に合った衣・食・住があるべき。そこで北国にふさわしい消費生活を創造するために、具体的な調査研究の成果を市民に示し、日常生活の中で実践を呼びかける「札幌市北国の消費生活研究会」が発足したのは1980(S55)年7月。市、札幌消費者協会、関係試験研究機関がタイアップして行うもので、最初となる同年のテーマは「北国の冬を暖かく着るために」「北国の食事を豊かにするために」「北国の冬を暖かく過ごすために」の3つでした。こうした内容は「暮らしのニュース」164号(1980年11月)で紹介されています。

「北国の消費生活研究会」は10年間におよぶ活動が認められ、89年10月、消費者、企業、行政、学識経験者の4者が消費者問題のよりよいあり方を討議する'89消費者問題神戸会議から優秀研究賞に選ばれ、その様子は同年12月の273号に掲載されました。

7. 省資源・省エネルギーが消費者問題の大きなテーマに

第一次石油危機で資源・エネルギーの有限性を改めて知った市民。板垣市長時代の「暮らしのニュース」はその後、1980(S55)年の第二次石油危機過ぎまで、省資源・省エネルギーの問題を頻繁に取り上げるようになります。

最初に「省資源」の文字が躍ったのは1977(S52)年5月の122号です。消費生活モニターの委嘱状交付式の席上、市の平林勇生活物資部長が「省資源時代の消費者」と題した講演記録を掲載。79年7月の148号からは2回連続で特集記事として「エネルギー問題を考える」のタイトルで世界の石油資源の状況や家庭でできる省エネルギーなどについて紹介しました。家庭での省エネの呼びかけは155号(80年2月)など繰り返し行われています。また物価版でも「家庭の燃料節約状況は？」(No.49)などのタイトルで取

り上げました。

このころの「みんなの消費生活展」のテーマは、もちろん省資源・省エネでした。1979(S54)年の消費生活展のメインテーマは、「小さな節約・明日へのゆとり～いま資源・エネルギーは～」です。同11月の152号では多くの写真を使って会場の賑わいを伝えています。続く翌80年の消費生活展もテーマは「知恵と工夫で豊かなくらし～北国のくらしと資源エネルギー～」でした。

市民に省エネの動機づけをするさまざまなアイデアも生まれました。1981(S56)年10月の175号には「省エネ家計簿」がはさみ込まれました。家庭における灯油、電気などの毎月の使用料が一目で分かる仕組みです。また82年10月の187号、83年10月の199号には「今冬の灯油」のタイトルのチラシをはさみ込みました。ともにその冬の価格、供給量を示した上で共同購入などによるエネルギー節約を呼びかける仕組みでした。

このほか1979(S54)年には、地下街や各区で「省エネルギーパネル展」が開かれ、これに合わせ省エネルギー標語も募集。これらの内容は、同年9月の150号に掲載されました。ちなみに入選標語は「エネルギー 小さな節約 大きな未来」「省エネルギー こまめな工夫と実行で」でした。

8. 急激な円高。グローバル経済が暮らしにも影響を

1985(S60)年のいわゆる為替レート安定化のための「プラザ合意」は、その後の急激な円高をもたらします。それまで一般の消費者には関心の薄かった政治・経済のグローバル化のもたらす影響が、「為替」という魔法によって、けっして無縁ではないことを思い知らされました。

この急激な円高は輸入商品の増大をもたらします。消費者は価格面でのメリットを享受でき、商品選択の幅が広がりましたが、一方で「安全性にかかわる規格基準の緩和」「輸入食品の増大による食品の安全性の問題」「食糧自給率の低下と国内農業問題」などと直面させることになります。

「暮らしのニュース」ではこの円高の問題にかなり早い時点で着目しています。1977(S52)年の128号では北海道大学の小林好宏教授が「暮らしの経済」ページで「円高と暮らし」のタイトルで、市民の暮らしとの関連でいずれ出る影響を“予言”。同教授は同じ「暮らしの経済」の欄で78年7月の136号では「円高はいつまでつづく」、また同年9月の138号では「円高差益の還元」のタイトルで円高問題を詳しく解説しました。

プラザ合意以降の「暮らしのニュース」紙面では、まず1986(S61)年10月の235号で、「円高2年目 庶民生活は」と題して新聞社編集長のQ&A記事を掲載。同年11月の物価だより(N o 56から名称変更)N o 123では、「円高 輸入品価格はどう変わったか？」のタイトルで生鮮食品、加工食品、石油製品などの動向を紹介。88年の「くら

しのニュース」(87年4月から名称変更)250号では「上手な個人輸入～円高で輸入品に新しい動き」として、当時関心の高かった海外商品の個人輸入について詳述。255号(88年6月)では、N I C S(新興工業国・地域)から大量に輸入される製品について「需要伸びるN I C S製品」のタイトルでその動きを紹介しています。

9. 食の規制緩和策で求められ始めた消費者の自覚と責任

政府・与党対外経済対策推進本部は1985(S60)年7月、市場開放・輸入拡大のための諸施策をまとめた略称、「アクション・プログラム」をつくりました。いわば食の規制緩和策です。基本方針として「原則自由・例外制限」を打ち出し、「国民の健康・安全」にかかわることは例外としながらも、それは必要最小限に抑え、「可能な限り消費者の選択と責任にゆだねる」「生産者の義務と責任について自覚を促す」というもので、“食の安全”の規制の考え方が大転換されました。

当然のことながら市場開放策は食料品の輸入急増となって表れた半面、「ポストハーベスト農業」に代表される“農薬づけ”輸入食品の問題などもあって、消費者の関心を高めました。

「暮らしのニュース」紙面は、食品の安全について早くから着目し、1983(S58)6月の195号では、加工食品の品質表示の実態や消費者が注意すべき点をまとめた「加工食品 表示の確認を～加工食品の法的規制について～」を掲載。同年9月の198号には「食品添加物の全面表示へ～用途名と物質名を併記～」の記事が載っています。また同年11月の200号からは、3回シリーズで加工食品の添加物問題を取り上げ、ハム・ソーセージ、魚卵・加工品、みそ・しょうゆ・ソース、バター・マーガリン、マヨネーズ、食用油と添加物について、分かりやすく説明しました。

食品関係ではこのほか、コピー食品(205号)、減塩・低糖・低カロリー食品(206号)、健康食品(212号)、レトルト食品(222号)、100%ジュース(268号)、菓子の賞味期限表示(270号)、輸入牛肉自由化(288号)、野菜・果物の品質表示のガイドライン(289号)などがあります。



中国からの輸入野菜(1983年)



農産物輸入自由化阻止街頭PR(1982年)

このうち1991(H3)年3月の輸入牛肉自由化の記事では、自由化によって値段がどう変わり、台所に影響があるのかを紹介。同年4月のガイドラインの記事では、従来の加工品に加え、その年4月から野菜・果物の品質表示が実施されることなどが書かれています。

食の安全への関心は1980年代以降、急速に盛り上がった消費者問題の一つでした。

一方、製品安全の取り組みに関する記事としては、1971(S46)年10月の55号に「おもちゃに安全マーク～10月から業界で基準をきめて実施しました～」の記事、また73年11月の80号に「初の補償制度が発足～事故の場合1千万円まで～」として製品安全協会によるSGマークの開始を紹介しています。

10. “買わない主婦”をめがけて押し寄せる訪問販売

1970年代後半、モノ不足騒ぎは沈静化。札幌も81年ごろになると物価全体が沈静化し、物資の需給が安定し始めました。

「暮らしのニュース」181号(1982年4月)に面白い記事が載っています。「買わない主婦～変わる消費者意識～」のタイトルで「ぐんと減った衝動買い」など変化する消費者意識にスポットを当てました。石油危機を契機に劇的に変わった消費者の価値観がそこにはよく表れています。

消費者の購買意欲が低下し経済が停滞したこの時期、“買わない消費者”をめがけて押し寄せたのが訪問販売でした。

訪問販売について「暮らしのニュース」はタイムリーにその動きを消費者に知らせています。1977(S52)年1月と同2月の118号、119号では、前年12月に施行された「訪問販売等に関する法律(訪問販売法)」の中身を詳しく説明。訪問販売では4日間、連鎖販売取引(マルチ商法)では14日間のクーリング・オフ制度が設けられ、さらにネガティブ・オプション(送りつけ商法)を規制するなどの内容が紹介されています。

訪問販売による市民からの相談、苦情を初めて大々的に取り上げたのは1978年7月の136号。「ふえ続けています 訪問販売の相談・苦情」のタイトルで3ページにわたって紹介し、「不要なときはことわる勇気を！」と注意を呼びかけました。その後も169号(81年4月)、179号(82年2月)に「55年度消費者相談をふりかえって／訪問販売に注意を！」「訪問販売は慎重に」のタイトルで啓発記事を載せるなど、繰り返し市民に周知しました。“簡単にもうかる”との甘い罠に被害が顕在化したのもこの時期。「暮らしのニュース」137号(78年8月)では「暮らしの経済」欄で北大の小林好宏教授が「ネズミ講、マルチ商法あれこれ」の題で問題点を分かりやすく説明しました。また144号(79年3月)には、「ネズミ講を禁止／無限連鎖講の防止に関する法律 5月11日から施行されます」の記事があります。

11. サラ金問題や、あの手この手の問題商法が出現

注目すべきは問題商法とはいえないものの、後々“多重債務”という社会的問題の遠因ともなる「サラ金問題」について、「暮らしのニュース」が早い時点で取り上げていること。137号(78年8月)ではトップ記事で、「サラ金問題～活用したい公的融資制度～」とのタイトルで安易なサラ金利用を戒めています。さらに199号(83年10月)では、「サラ金利用は慎重に」のタイトルで、同年11月からいわゆる「サラ金二法」が施行され、金利の規制などが行われることが紹介されました。

問題・悪質商法はその後も手を替え品を替えて現れてきます。板垣市長時代の「暮らしのニュース」に登場する問題・悪質商法またはそれに類するものは、掲載の早い順から資格商法、豊田商事事件、抵当証券、靈感商法、キャッチセールスなどです。このうち豊田商事については、1986(S61)年4月の229号の「消費者相談コーナー」欄で、「昭和60年度の相談傾向のまとめ～豊田商事関連が急増」の見出しで紹介されました。また抵当証券については、同年12月の237号における「消費者センターだより」のページで『「抵当証券」問い合わせ急増～第二の豊田商事事件の危険性はらむ～』の見出しを用い、消費者に警鐘を鳴らしています。

問題・悪質商法の横行による消費者被害を受けて法律改正も幾つかありました。「暮らしのニュース」では1984(S59)年6月の207号と、同年11月の212号で割賦販売法が改正され、信販会社に対する消費者の支払い拒否権が認められることなどを詳述しています。また89年1月の262号では、「ここが変わった『訪問販売法』」のタイトルで、4年ぶりに同法が改正され、訪問販売の指定商品が拡大されたり、役務やサービスに関する項目が増え、クーリング・オフ期間が7日間から8日間に延長になったことなどが触れられています。

なお消費税が導入されたのは89年4月。「暮らしのニュース」では同年3月の264号において、「基本的にすべての商品に一律3%課税」の見出しでその内容を紹介しました。

12. 女性の社会進出で冷凍食品などの加工食品が普及

高度成長期を経て賃金が上昇し、生活水準の向上した消費者も増えてきた1970年代後半以降、「暮らしのニュース」紙面には時代の流行を示す商品、サービスなどがしばしば登場するようになります。

冷凍庫の普及、食生活の変化に伴って人気商品となった冷凍食品。1973(S48)年7月の76号には「冷凍食品に安全基準」の見出しで、人気上昇中の冷凍食品に厚生省が安全基準を定めた記事が掲載されました。冷凍食品についてはその後140号(78年11月)にも「冷凍食品にJAS実施～表示をみて買ひましよう～」の記事が載っています。飲食

料品関係ではこのほかスポーツドリンク(81年172号)、LL(ロングライフ)牛乳(82年179号)、コピー食品(84年205号)、レトルト食品(85年222号)などがあり、当時はまだ家庭でのパソコン普及は十分でなかっただけに、「暮らしのニュース」の読者には貴重な情報源でした。当時定着しはじめた外食について度々記事として取り上げたのもこのころです。

製品関係ではカメラがその一つ。1979(S54)年6月の147号では、当時流行しだしたストロボ内蔵・日付入り、自動焦点カメラのEE35ミリカメラの記事が特集されています。ホームビデオが取り上げられたのは81年8月の173号でした。281号(90年8月)では家電製品に普及したファジー商品、283号(同10月)では多機能コンパクトカメラが紹介されています。

「時代が明らかに変わった」と思わせる社会事象についても話題として度々取り上げています。1982(S57)年の184号では、社会進出をめざす主婦が増えてきたことを話題に「主婦の家事労働と社会参加を考える」のタイトルの記事を掲載。84年4月の205号ではクルマ社会への進出がめざましい女性を捉え、「女性ドライバーの心得」と題した記事を載せています。また86年2月の227号では人気が出始めた海外旅行での心得を紹介しました。

「暮らしのニュース」紙面で欠かせない記事が教育費に関するものです。食費、住居費などと並んで家計での比重の高い教育費は市民にとって常に大きな問題。原田市長時代の紙面にも登場したことがあります。板垣市長時代の紙面にも度々登場します。1986(S61)年3月の「物価だより」No115では「大学の教育費～計画的な資金づくりを～」のタイトルで資金計画をアドバイス。90年3月の本紙276号では「大学の費用～親の肩にずっしりと仕送りが8割近くに～」の見出しで大学の費用の膨大なことなどを紹介しています。

13. 石油危機を克服する鍵となった政令指定都市移行

5期連続20年間の長期に及んだ板垣市政は、1991(H3)年5月で幕を閉じます。在任中、原田市長時代に策定されたオリンピックや地下鉄建設、新市庁舎建設などの大規模事業を次々と実現。190万都市の威容を誇る今日の札幌の基盤を整えました。

オリンピック成功の喜びも束の間、突如襲った第一次石油危機。板垣市長時代の「暮らしのニュース」の紙面は、文字どおり“石油一色”になります。当時の市の消費者行政は、二次にわたる石油危機の影響を抜きに語れませんでした。

前任の原田市長はその晩期の1970(S45)年、市長期総合計画(計画期間：S46～65年)を策定しますが、同計画は第一次石油危機によって73年には見直しを迫られます。板垣市長は新札幌市長期総合計画(計画期間：S51～70年)を策定し、その後3次にわたる5

年計画を実行に移します。新長期総合計画は、前計画の市長期総合計画が掲げた「目指す都市像」を「北方圏の拠点都市・新しい時代に対応した生活都市」を踏襲しますが、物質的な豊かさから人間的な豊かさを追求する方向性を鮮明にしました。

かつてない激動の状況の中で、市の消費者行政が市民、消費者の立場に立って果敢に行えたのは、念願とした政令指定都市への移行の実現が大きかったといえます。とくに第一次石油危機の際、家庭用灯油価格などの監視・調査の権限が国から委譲され、適宜、適切に対応できたのは極めて有効でした。また、市生活物資対策部と市生活物資等緊急対策会議が車の両輪となり、しかも使命の役割分担を担って実行したことの意味には大きいものがありました。

史上初めて個人消費が経済成長の直接の主人公となる消費の成熟時代、「第二次消費革命」がささやかれるのは、板垣市長退任間際のことでした。

第4章 桂市長時代の「くらしのニュース」紙面

(1990年代前半～2000年代前半)

権利とともに問われはじめた消費者の自己責任

■このころの主な出来事

〈札幌〉ユニバシアード冬季大会開催(H3)地下鉄東豊線延長(豊水すすきの～福住)(H6)コンサートホール「キタラ」オープン(H9)清田区誕生で10区体制に(同)地下鉄東西線延長(琴似～宮の沢)(H11)札幌ドーム完成(H13)F I F Aワールドカップ開催(H14)

〈国内・世界〉北海道南西沖地震発生し奥尻島などで被害甚大(H5)阪神大震災発生(H7)東京の地下鉄車内で猛毒のサリンまかれ死傷者多数(H7)積丹半島の国道トンネルで崩落事故20人死亡(H8)拓銀、山一証券などが相次ぎ倒産(H9)北朝鮮テポドン発射(H10)コンピューター2000年問題(H11)有珠山23年ぶりに噴火(H12)水産高実習船「えひめ丸」米原子力潜水艦と衝突・沈没(H13)小泉内閣発足(同)大阪・付属池田小で児童殺傷(同)米国で同時テロ(同)史上初の日朝首脳会談、北朝鮮の拉致被害者5人帰国(H14)ノーベル賞に日本人2人が同時受賞(同)サッカーW杯で日本ベスト16(同)米英軍がイラク攻撃、フセイン政権崩壊(H15)

1. 板垣市長時代の「5年計画」を打ち砕いたバブル崩壊

1991(H3)年4月の市長選挙で桂信雄氏が市長に当選。8代目市長となる桂氏は初の札幌市生まれの市長で、また初めての市役所生え抜きの市長でした。

桂市長が誕生した年、1986(S61)年後半から始まった平成景気(バブル景気)が株価暴落によって崩壊。財テクブームに浮かれていた消費型ライフスタイルは大きく転換を迫られる事態になります。

バブル崩壊は札幌市政にも大きな影響を与えます。板垣市長時代の1989(S63)年度にスタートした「第三次札幌市長期総合計画」第一次5年計画は実行途上でしたが、時代状況の変化を受け桂市長は、この第一次5年計画を4年で打ち切り、92年度を初年度とする第二次5年計画を策定。市民生活の充実、高齢化対策の充実など8つの重点計画のもとに市政を運営します。なお桂市長は91年6月の市議会で、最初の市政執行の基本理念・方針を表明。その中で同市長は、「躍動都市さっぽろ」をめざすべき都市像に



掲げ、「生活都市すこやかサッポロ」「躍動都市いきいきサッポロ」「創造都市おおらかサッポロ」「快適都市うるおいサッポロ」「交流都市ふれあいサッポロ」「連帯都市みんなのサッポロ」の6本を提示しました。

桂市長時代の市政はその後、バブル崩壊による長期不況下で進められていくこととなります。

2. 「持続可能な発展」が消費生活のキーワード

1989(H元)年、先進国首脳会議(アルシュ・サミット)で地球環境問題が議題となり、この年は「地球環境元年」と呼ばれるようになります。「持続可能な発展」がキーワードとなり、その後の経済・消費生活全般の思潮となっていきます。

桂市長時代の「暮らしのニュース」紙面には、この環境をテーマにした記事がしばしば登場します。1992(H4)年5月に開かれた「さっぽろ消費者まつり」(1987年に「消費生活展」から名称変更)は、「提案します、地球にやさしい暮らしの知恵」をテーマに初めて地球環境を取り上げ、同年5月の302号の「暮らしの窓」ページで、「さっぽろ消費者まつりに行こう」のタイトルで開催予告記事を掲載するなどしました。94年の「消費者まつり」も「環境メッセージ10(テン・展)」がテーマ、また96年の消費者まつりは「環境にやさしい消費者行動のすすめ」がテーマでした。

この時期熱が高まったリサイクルも地球環境問題の一環でした。「暮らしのニュース」291号(1991年6月)では、「販売店にみるリサイクルあれこれ～消費者意識を高めよう～」のタイトルで、家庭から出る資源ごみのリサイクルを呼びかけ、同年11月の296号では、「リサイクル法が10月から施行～飲料缶が識別表示されます～」の見出しで、「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」の中身を紹介しました。

札幌市は1998(H10)年10月から再利用可能な資源物(びん・缶・ペットボトル)の収集を市内全域で開始しました。同年9月の378号では「暮らしのトピックス」ページで内容を詳述しています。また99年3月の384号では、「古紙の回収から再生品まで～リサイクルの現状と課題～」と題して古紙リサイクル問題を取り上げました。「4月に完全施行となった容器包装リサイクル法って～市内でもプラスチック収集が東区で先行スタート～」の見出しで97年4月から一部スタートしていた同法の完全実施を伝えたのは2000年5月の398号。01年2月の407号では、同年4月からスタートする「家電リサイクル法」について、「消費者もリサイクル料などの負担 4品目の家電製品が対象に」のタイトルで紹介されています。

省資源の動きの中で人気が高まったのがフリーマーケット。1994(H6)年8月の「暮らしのニュース」では「暮らしのトピックス」ページで、「身近なリサイクル フリーマーケット～楽しみながら省資源の機会に～」の見出しで、この時期火が付いたフリー

マーケット人気を詳しく書きました。こうした流れを受け、95年に開かれた「さっぽろ消費者まつり」ではフリーマーケットを実施。同年7月の340号で出店者募集の記事を載せています。

ちなみに「くらしのニュース」が、それまでのB5判などからA4判に変更となったのは桂市長時代の326号(1994年5月)から。このころ「広報さっぽろ」もA4判化しており、国際規格に合わせるものでした。

3. クローズアップされ始めた地球温暖化と暮らし

地球環境を論ずるとき、省資源・エネルギー問題と並んでクローズアップされたのが「地球温暖化」の問題でした。

「くらしのニュース」は1991年4月の289号から「特集」ページを常設します。98年1月の370号の「特集」では、「地球温暖化 気温上昇の仕組みと影響?～身近でできる防止の方法は～」の見出しで、二酸化炭素の増加が地球に与える影響である温暖化について2ページにわたって展開。環境家計簿についても紹介しています。また同年8月の377号の特集でも、「見直そう、クルマ社会／大気汚染、地球温暖化の要因に～札幌市指定低公害車制度とは～」の見出しで、市の進める低公害車制度を紹介。併せてアイドリング・ストップの実践を市民に呼びかけました。

国は1999(H11)年、地球温暖化防止を進めるために「省エネルギー法」を改正し、同年4月から施行しました。この月発行の385号では特集で、「身近なところから地球温暖化防止を～改正された省エネルギー法のポイント～」のタイトルで、家庭でもできる省エネの方法を詳しく取り上げています。

2000年12月の405号では、同年8月から国が導入した、家電製品に省エネ性能を表示する「省エネラベリング制度」の内容を紹介。04年5月の446号では、2年前に日本が批准した京都議定書の二酸化炭素排出量削減目標達成に向けた省エネ対策の一環で再び「省エネラベリング制度」の中身を紹介しました。

4. 品質、表示…「食の安全」に消費者の関心高まる

暮らしの「安全・安心」は常に消費者問題の中心ですが、桂市長時代の「くらしのニュース」には、とりわけ食の安全に関する表示の問題が数多く取り上げられるようになります。

1995(H7)年3月の336号では「加工食品の日付表示が今年4月から変わります」の見出しで、国が従来 of 製造年月日にかえて、「消費期限」または「賞味期限(品質保持期限)」の表示を食品製造業者に義務づける内容が紹介されました。翌96年12月の357号

では、輸入ものの野菜や果物が増えている状況から、同年9月から農林水産省が生しいたけやブロッコリーなど青果物5品目に「原産地表示」を義務づける記事が載っています。

生鮮食料品の「原産地表示」については、1999年7月、JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)が改正され、翌年7月からすべての生鮮食品に「名称」「原産地」などの表示が義務化。「くらしのニュース」では同年10月の403号で特集を組み詳報しました。同様の内容記事は前年4月の397号にも掲載されています。

食品関係の表示では、このほか1998年9月の378号で卵の賞味期限表示の実施を紹介。当時はO-157による食中毒が問題となっており、卵によるサルモネラ食中毒防止のため、鶏卵関係団体が家庭用パック卵の賞味期限表示の統一基準を定めたという内容。01年3月の408号では、JAS法改正によって米の品質表示が変わり、同年4月から販売される米に内容量や精米年月日、使用割合のほか、産地、品種、産年の表示などが義務づけられたという情報が提供されました。

「くらしのニュース」が遺伝子組換え食品を初めて大きく取り上げたのは1997(H9)年2月の359号。「遺伝子組換え食品って?~7品目の農産物が輸入OKに~」の見出しで、前年に輸入が認可された大豆、ジャガイモ、トウモロコシなどのことを説明しています。遺伝子組換え食品については、2000年4月に改正JAS法が施行されたのに伴って豆腐やみそ、スナック菓子など加工食品にも「遺伝子組換え」「遺伝子組換えでない」などの表示が定められています。

消費者の食品の安全への関心の高まりを受け話題になりつつあった最新の衛生管理方式「HACCP(ハサップ)」が記事として登場したのは2000年9月の402号でした。

食糧自給問題にスポットが当てられたのもこのころです。「くらしのニュース」は1995年12月の345号で、同年11月から施行された「新食糧法」を特集で取り上げ、米の生産・流通・販売の大幅規制緩和について詳述していますが、2000年6月の399号では、食料自給率問題に真正面からスポットを当てています。内容は同年2~3月に行った「食料に関する市民意識調査」をもとにしたもので、低い自給率への市民の不安を明らかにしました。

5. 「製品の安全」でPL法などの法整備が次々と

暮らしの「安全・安心」に関するもう一つの主テーマは製品安全でした。

1995(H7)年9月に開かれた「さっぽろ消費者まつり」のテーマは「くらしに安全・安心・信頼を!」。同年5月の消費者月間のテーマを受けてのもので、339号に開催予告記事が載っています。

当時、消費者団体の最大の関心事の一つであった製造物責任法(PL法)。「くらしの

ニュース」が同法のことを大々的に特集で取り上げたのは95年7月の340号です。「7月1日施行 『PL法』はどんな法律？～企業・消費者の責任で事故防止を～」の見出しで、万が一製品事故が起きた場合、メーカーの過失を被害者が証明しなくても、製品の欠陥が原因で被害を受けたことを証明すれば損害賠償を求められることなどが詳しく説明されました。PL法施行でより一層重要となる製品マーク・表示の意味について特集記事を組んだのは同年9月の342号。危険を避けるための「警告表示」の意味の重要性などを多くの表示・マークを用いて説明しました。

改正された家庭用品品質表示法について取り上げたのは1998年5月の374号。日ごろ使用する家庭用品の品質表示がより見やすく、分かりやすくなったことが紹介されています。

6. 悪質商法のターゲットになり始めた高齢者

1986(S61)年終盤から始まった平成景気(バブル景気)は、91(H3)年に崩壊。その後「平成不況」「失われた10年」などといわれる景気の後退局面に入っていきます。そうした中で97年11月には、北海道拓殖銀行が営業継続を断念し、事実上倒産するというショッキングな事態も起きました。

こうした社会・経済情勢を映して消費者トラブルも質的な変化を見せるようになります。特徴的なことの一つは金銭問題がからむ消費者トラブルの増加でした。

代表例がクレジットカードにまつわる消費者トラブルです。「くらしのニュース」では、こうした問題が顕在化する初期の段階で注目し、1992(H4)年9月の306号で特集を組み、「クレジットカード 便利さの裏に落とし穴～仕組みと取り扱いの心得～」を紹介。しかしこうした“警鐘”にもかかわらず、トラブルは増加。99年6月の387号では、「クレジットに関する相談がトップ」の大見出しで98年度の市消費生活相談状況の内容を掲載しました。ほかにも「くらしの相談室」などのページで繰り返し、クレジットカードをめぐる消費者トラブルの増加傾向を指摘しています。

不況に喘ぐ消費者の心理を逆手に取ったような問題商法、悪質商法も目立ちました。高収入をエサに組織加入をすすめる「マルチ・マルチまがい商法」、簡単に収入を得られると勧誘し実際には教材やパソコンなどを買わせ、仕事も紹介されない「内職・モニター商法」、「講座を受ければ資格が取れる」などと勧誘して契約させる「資格商法」などです。「くらしのニュース」では313号(1993年4月)、316号(同7月)、360号(97年3月)、386号(99年5月)、389号(同8月)、397号(2000年4月)、416号(01年11月)などの各号でこうした問題商法、悪質商法を取り上げました。ほかにもSF(催眠)商法やアポイントメント・セールスなどの問題や被害例も紹介しています。

この時期の消費者被害のもう一つの特徴は若者、高齢者のターゲット化です。「くらし

しのニュース」316号(1993年7月)では「被害者が加害者にも…増えるマルチ(まがい)商法～昨年度の市消費生活相談から～」の特集を組み、20代の若者を中心にマルチ・マルチまがい商法の被害が続発していることを指摘。このほか「くらしの相談室」ページで度々、若者の消費者被害の増加と注意に関する記事を載せています。若い女性を中心にこのころから目立ち始めた問題には、ほかにもエステトラブル、補正下着トラブルなどもあり、例えば補正下着では、1996年12月の357号で「補正下着のトラブルが急増」の見出しを使って契約・解約、販売方法に関する問題が多いことなどを書いています。

一方、高齢者の消費者被害の増加もこの時期から目立ちはじめました。1998年7月の376号では「若者と高齢者の相談が増加傾向」の見出しの特集を組み、97年度の市消費生活相談の内容を説明。その中で若者ととも60歳以上の高齢者の消費者被害が増加していることを指摘。2000年12月の405号では「くらしの相談室」ページで、判断能力が不十分な高齢者に次々と高額商品を契約させる訪問販売の例が紹介されました。このほか「水が汚れている」「工事をしないと危険」など事実と異なることを言って不要な商品やサービスを契約させる点検商法、実験商法などの問題商法、悪質商法も随時掲載しています。

さらにもう一つの特徴は、この時期から通信販売トラブル、インターネットショッピングトラブルが目立ってきたことです。1994年8月の329号では、「手軽な買い物 通信販売が人気！？～便利な半面、トラブルも」のタイトルの特集を組み、便利で手軽な半面、「品物が届かない」などのトラブルも多い通信販売の実態について紹介。市の消費生活相談も前年の約3倍に達していることなども触れられています。また2000年3月の396号では、「インターネットが急速に普及 多様化するネット通販トラブル」の見出しで国民生活センターが発表した「'99消費生活相談10大項目」の内容などを紹介しました。

なお1996(H8)年12月の357号では「くらしの相談室」ページの中で「生活苦による多重債務も増加」の見出しを立て、「サラ金・クレジット関係の相談は、半年間ですでに前年より百件も増え、急激な多重債務者の増加を示しています」と分析しました。この多重債務問題は、以後さらに深刻度を増すこととなります。

7. ディスカウントストアやPB商品…価格破壊進む

1991(H3)年に起きたバブル経済の崩壊は、その後日本に不況をもたらすこととなりますが、消費者にとっては思わぬ“恩恵”を与えることとなります。

94年から95年にかけて鮮明になるのが物価の下落傾向で、それを言い当てる「価格破壊」という表現が流行語になっていました。火を付けたのが紳士服や家電、食品な

どを扱うさまざまな分野の新興量販店。「価格破壊」の言葉どおり、従来の価格の常識を打ち破る低価格商品を販売し、消費者の支持を得ます。それに対し既存の大手流通業者も「低価格には低価格を」と対抗し、新興勢力も巻き込んだ低価格競争は際限のないものとなりました。

桂市長時代の「くらしのニュース」はこの「価格破壊」を二度にわたって特集記事として取り上げています。最初は1996年1月の346号。「『価格破壊』って、どういうこと？～なぜ、価格が安くなるの～」の見出しで経済企画庁の「物価レポート'96」などをもとに解説しています。また01年1月の406号も同庁の物価レポート2000を引用して、「価格破壊～その深化と広がり 業態や分野に変化も」のタイトルで、進む低価格の傾向は節約時代を反映していること、消費者は価格と価値のバランスを重視していることなどを紹介しました。

「価格破壊」と関連するほかの話題もいくつか取り上げました。1993年9月の318号では、食品、家電、衣料、酒類などさまざまな分野におよぶディスカウントストアを「低価格実現の仕組みは」の見出しで紹介。94年7月の328号では「くらしのトピックス」ページにおいて「知っていますかプライベートブランド(PB商品)」のタイトルで、市内スーパーなどに並び始めた低価格のPB商品について取り上げました。また01年6月の411号では特集で、市消費者センターが同年冬に行った100円ショップとコンビニエンスストアの利用に関する市民意識調査結果を紹介し、急激に店舗が増える100円ショップの状況などを詳述しました。

「価格破壊」は消費者にとってありがたい半面、過度の低価格競争は企業の不振を招き、勤労者の賃金カット、雇用の削減につながり、それが消費を冷え込ませることになります。その結果、価格競争はますます激しくなり、物価下落と不況の循環、「デフレ・スパイラル」を招くことになりました。

消費税がそれまでの3%から5%に変わったのは1997年4月から。「くらしのニュース」360号(同年3月)では、「消費税 この4月から税率が5%に～私たちの暮らしへの影響は?～」の見出しで消費税率の引き上げの背景や内容を紹介。また消費者の目で乗値上げの防止などを呼びかけました。

8. 市の消費者行政の指針を作った市消費生活対策懇談会

市民を取り巻く消費者問題は、地球的規模の環境保全をはじめ悪質・問題商法の拡大など状況に大きな変化が見られていました。

このため札幌市は1992(H4)年5月、市消費生活対策懇談会を設置し、その後の消費者行政のあり方について話し合ってもらうことにしました。座長は白川智洋・静修短大教授、委員は大学教授、弁護士、消費者や事業団体の代表の9人で、第1回目の懇談会

を6月に開催し、以後毎月開催する計画。主な課題は①消費者保護計画を立てる総合的消費者行政の推進②単位価格表示などによる表示の適正化③過大・過剰を是正する包装基準④悪質商法による消費者被害の防止⑤資源・環境への新たな対応などです。こうした内容は「くらしのニュース」305号(1992年8月)に掲載されました。

市消費生活対策懇談会は93年3月、桂市長に対し、「消費者行政のあり方について」の提言書を提出。提言書の内容などは同年5月の「くらしのニュース」314号で詳しく紹介されていますが、それらの提言内容が以後の市の消費者行政に大きく生かされるという点でも、極めて画期的なものでした。

提言ではまず、1974(S49)年制定の市消費生活安定条例は、石油危機への対応の緊急対策であり、「現代の多様化した消費生活の背景と大きく違ってきている」と指摘。特に札幌は全国主要都市中でも消費生活相談件数が多く、悪質業者などの不当な取引行為を規制し、消費者被害の未然防止が急務であることから、自立した消費者の育成を図る分野の改善が必要としました。具体的には①市消費生活条例を早急に制定②消費者教育・啓発・情報提供などの積極推進③環境問題などで消費者の自主行動を支援④消費者センター施設などの整備⑤総合消費者行政の組織・予算・人員面の基盤整備です。

1997(H9)年4月には、札幌市消費生活審議会(座長は白川智洋・札幌国際大教授)から消費者が身近に利用できる施設としての「『(仮称)消費者会館』に求められる役割と機能について」と題した答申書が桂市長に提出されました。ここには現市長の上田市長(札幌弁護士会消費者保護委員会委員長)が審議会委員として答申書に名を連ねていました。当時の消費者センターの移転先は、その後二転三転する中、現在の札幌エルプラザの市消費者センターにつながっていきます。

9. 「消費者の権利の確立」をうたった市消費生活条例スタート

1994(H6)年7月発行の「くらしのニュース」328号は、「『札幌市消費生活条例』がスタート “消費者の権利” 確立を明確に」の見出しの特集記事で、同年7月から新たにスタートする同条例制定の背景や中身について詳しく紹介しました。

その中ではまず条例の目的を「市民の消費生活の安定と向上」とし、この目的を達成するために市、事業者、消費者の相互の信頼と協力のもとに、「消費者の権利の確立」を基本理念として掲げました。特筆すべきは市、事業者、消費者の責務と役割を明確にしていることです。

条例の柱である「消費者の権利」については①生命、身体及び財産を侵害されない権利②適切な表示が行われ、適正な価格で提供される権利③不当な取引方法から保護される権利④必要な情報を提供される権利⑤被害から救済される権利⑥意見が反映さ

れる権利⑦自主的な行動が保証される権利⑧必要な教育を受ける権利をあげています。

特集記事では末尾で、「今回の新しい『消費生活条例』の制定によって、これまで以上に市民が自ら学んで権利を実現していける環境づくりを整えていきますが、消費者としても一人ひとりが自分の生活を守るために努力をお願いします」と言葉を結びました。

「くらしのニュース」341号(95年8月)は「悪質商法に気をつけましょう～札幌市消費生活条例では、不当な取引行為を禁止しています～」の見出しで特集を組み、市消費生活条例が不当な取引行為として禁止した悪質商法の具体的な行為の基準を示し、消費者に注意を呼びかけました。

こうした悪質商法も含め契約トラブルは個々の消費者の行動、自己責任の問題であるとして、学校教育での消費者教育の必要性が説かれたのもこのころです。

市消費者センターでは1994(H6)年1月、子どもたちに「自立した消費者」として消費生活の基本的知識や判断力を身につけてもらおうと、市教育委員会の協力で小学校高学年用のビデオを製作し、市内の全小学校に配布。貸し出しも行いました。その後95年には中学生用、96年には高校生・新社会人用として同様にビデオを制作しています。このうち小学校高学年用のビデオ制作については、94年4月の325号で記事として紹介されています。

また市は96年3月、学校における消費者教育に関するアンケート調査の結果をまとめ、その後の子どもたちへの消費者教育に生かしていくこととなります。

10. 消費者を守る新ルール「消費者契約法」が施行

悪質商法の“脅威”に対し法整備が進んだのも1990年代後半から2000年代前半にかけてです。

このうち悪質商法から消費者を保護する法律「訪問販売法」について「くらしのニュース」では、1996(H8)年12月の357号の特集記事において「訪問販売法が一部改正に」の見出しで同年5月から同法の一部が改正され、電話勧誘販売が新たな販売形態として追加して取引ルールが定められたほか、マルチ商法の規制が強化されたことで、クーリング・オフ期間が従来の14日間から20日間に延長されたことなどが紹介されました。

また99年12月の393号では再び訪問販売法が改正され、エステティックサロン、外国語会話教室、家庭教師派遣、学習塾が「特定継続的役務提供」として新たに法律規制の対象となったことが記事掲載されています。

一方、消費者の契約トラブルについては、民法や割賦販売法、景品表示法など個別法によって紛争解決が図られてきましたが、取引の多様化、複雑化が進む中で、紛争

処理が不調に終わり、結局消費者が泣き寝入りというケースもしばしば発生しました。しかし日本には、イギリスやアメリカなどのような消費契約の適正化のための総合的なルールはこれまでなく、早期の民事ルールの立法化が求められていました。

「くらしのニュース」では、こうした動きをいち早く情報としてキャッチ。1999年(H11)年9月の390号において「契約トラブルの防止を目的とする新ルールが法制化へ」の見出しで、消費者契約法(仮称=当時)の制定を促す国民生活審議会の動きなどを紹介しました。また2000年8月の401号では、01年4月1日の施行を前に「消費者を守る新ルール『消費者契約法』～事業者と消費者との全ての契約が適用に～」のタイトルで特集を組み、契約に際し、事業者と消費者の間に情報量や交渉力に格差があり、消費者が不利な立場に置かれていることが法律施行の背景にあることなどが紹介されました。

消費者契約法については施行日に合わせ01年4月の409号にも「消費者契約法が4月1日に施行～新しい法律のポイントは?～」の見出しで紹介。同法では民事ルールのため、消費者が申し出ることが必要であり、契約を取り消すことができる期間を定め、「勘違いをして契約したと気付いたとき」などから6カ月以内であることなどが触れられています。また契約するときは、契約内容を十分に確認するなど、基本的な契約のルールを消費者自らが身につけることの重要性なども指摘しました。

なお、悪質商法を規制する「訪問販売法」は、2001年6月1日から、「特定商取引に関する法律(特定商取引法)」に名称変更され、新たに「内職・モニター商法」(業務提供誘引販売取引)を新たに規制の対象に加えましたが、「くらしのニュース」411号(同年6月)では、「特定商取引法6月1日からスタート～訪問販売法に変わる新しい法律です～」の見出しでその中身を紹介しています。

11. 金融機関選択に“確かな目”を求める「ペイオフ解禁」

契約に関しての「自己責任」が言われ出したこの時期、金融資産をめぐる自己責任もクローズアップされました。金融機関が破たんした場合の預金払い戻し保証額を元本1千万円までに制限する「ペイオフ」がその一つです。

1999(H11)年11月の「くらしのニュース」392号では、「2001年春、ペイオフ解禁が迫っています」の見出しで特集を組み、ペイオフ発動後は、国内に本店がある都銀・地銀などの銀行のほか、信用金庫、信用組合、労働金庫に預けられた預金が対象となることなどが紹介されました。さらに02年2月の特集でも「いよいよ4月からペイオフ解禁へ～預金保護の範囲が変わります～」のタイトルで、万が一金融機関が破たんした場合でも定期預金などの保護対象預金は、合計して一つの金融機関あたり一人元本1000万円とその利息が保護されること、普通預金などの決済性預金は2003年3月末まで

全額保護されるものの、同4月からは普通預金や定期預金など保護対象の預金すべてを合計して、元本1000万円とその利息へと保護範囲が狭くなることなどが詳述されました。

ペイオフ解禁とともに浮かび上がったのは金融機関の利用者に対するディスクロージャー(経営内容などの情報開示)とともに、利用者の自己責任でした。利用者には金融機関、金融商品を賢く選ぶ“確かな目”がそれまで以上に求められることになりました。「くらしのニュース」では2回におよぶ特集記事の中でこの点を繰り返し強調しています。

12. 関心の高い住生活関連の法整備などもテーマに

住生活に関する情報も消費者にとっては常に関心の高いものですが、「くらしのニュース」397号(2000年4月)では、「住宅品質確保促進法」が同年4月に施行される話題を取り上げています。

同法は消費者保護の観点から、住宅トラブルを未然に防ぐのが趣旨で、法律施行に伴い新築住宅の契約において、基本構造部分(基礎、柱、床、屋根など)に欠陥があった場合、無料補修を10年間、販売業者などに義務づけるものです。当時、国民生活センターには住宅に関する相談が年々増えており、「くらしのニュース」では、イラストを使って分かりやすく法律の内容を説明しました。

また「くらしのニュース」では前号の396号で「定期借家制度」について取り上げています。「3月1日から、定期借家制度がスタートします」の見出しの記事では、制度開始によって、借家契約を結ぶ際にあらかじめ公正証書などの書面で「定期借家契約」を結んでおけば、期限の満了後、再契約の合意が得られない場合、契約が終了となるという新ルールを紹介しました。

同制度のスタートにより、「期限の1年前から6カ月前の間に借家人に通知すること」などの一定の条件のもとに、定期借家契約を結んでいれば家主が再契約を拒否できることになりました。賃貸契約をめぐるトラブルを防ぎ、家主と借家人の立場を平等化するという新ルールの開始は、市民にとっても関心の高い話題でした。

13. デジタル時代に突入。健康関連の話題も豊富に

1980年ごろから盛んになった女性の社会進出。「くらしのニュース」301号(92年4月)では、育児の時期にある労働者が働きやすい環境をつくり、雇用継続を促す「育児休業法」が同年4月1日から施行される話題を取り上げました。また99(H11)年4月の385号では「くらしのスポット」欄で、医薬品の一部が医薬部外品に移行し、一般の小売店

でも販売が可能になったニュースを掲載しています。さらに02年2月の419号の「くらしのトピックス」では、このころ人気急上昇のサプリメント(栄養補助食品)にスポットを当てました。

今では当たり前になった「BSデジタル放送」対応のテレビの登場を告げ、テレビ放送がデジタル時代に突入したことを紹介する記事が掲載されたのは2000年8月の401号。02年5月の422号では、「解説 ブロードバンド～どんな中身、暮らしとのかかわりは?～」の見出しで特集を組み、インターネットに常時接続して、高速でさまざまな情報を見たり聞いたりする「ブロードバンド」の仕組みなどを詳細に紹介しています。

このほか「健康」に関する関心の高まりを受け、品揃えが多彩になった「健康家電」を取り上げたのは1996(H8)年10月の355号、02年9月の426号の「くらしのスポット」と次号427号の特集では「健康食品」を紹介。国が安全性や有効性などを考慮して設定した規格基準を満たした食品や個別の審査をパスした食品を「保健機能食品」と呼び、それは「栄養機能食品」と「特定保健用食品」の二つに分けられるが、ともに医薬品ではなく食品であり、利用は慎重を要することなどが書かれています。

14. 時代の転換を的確にとらえた消費者行政の展開

桂市長時代の消費者行政は、「バブル経済崩壊」という“洗礼”を受けてのスタートでした。「平成不況」といわれる時代の中で、消費者を取り巻く環境は変わり、契約トラブルをはじめとした消費者被害の多発などを背景に消費者契約法、特定商取引法に代表されるさまざまな法整備が進みました。一方で消費者の「自己責任」が声高に言われ始めた時代でした。

今日に至る札幌市の消費者行政に大きな路線を敷いたのは、1992(H4)年に設置された市消費生活対策懇談会であるといえます。同懇談会は翌93年に提言書を市長に提出しますが、その中には94年に施行される市消費生活条例の速やかな制定や消費者教育の重要性などを強調した文言がありました。また後の札幌エルプラザへの消費者センター移転につながる提言内容もあります。実際に市消費生活条例施行と同時に設けられた市消費生活審議会は、97年4月、「(仮称)消費者会館に求められる新しい役割と機能」について市長に答申。施設内容、事業内容の充実したエルプラザ内の消費者センターへとつながります。

施行された市消費生活条例は、「消費者の権利」を前面に打ち出すとともに、市・事業者と並んで消費者の責務と役割を明確にしています。前任の板垣市長時代に制定された市消費生活安定条例は、石油危機によるモノ不足、物価高に対応する緊急避難的な性格が濃く、「消費者の保護」に重点が置かれました。成熟した消費社会の中で契約トラブルなどにおける「自己責任」が言われる時代にあって、市消費生活条例はその

思潮を強く意識したものといえます。

1999(H11)年4月、3選された桂市長は地球環境保全や社会参加に対する意識の高まり、また少子・高齢化などに対応するため長期総合計画を見直し、平成12～32年度を計画期間とする第四次長期総合計画を策定。21世紀の札幌のまちづくりの基本的な方向を「市民一人ひとりの暮らしの充実とそれを支えるまちづくり」「環境と調和した活力と創造性に富んだまちづくり」におき、それに伴い6つの計画目標を立てます。

そしてこの計画の展開にあたっては、市民・企業・行政が連携・協働する「パートナーシップ型まちづくり」を前面に掲げますが、計画目標の一つには「暮らしの安全と安心の保障」が入っています。

食や製品の安全・安心は、災害からの備えという安全・安心とともに、その時代における消費者課題のキーワードの一つだったのです。

15. 消費者センター機能充実の議会質疑 1992(H4)年3月市議会特別委員会

●飯坂議員：消費者行政について、いくつかお尋ねしたいと思います。

昨年度定例議会で、板垣前市長は現行の「札幌市消費生活安定条例」を、「幅広い消費者問題を対象範囲とした内容とすることについて至急検討する」、このように公言しており、併せて消費者センター施設の機能充実についても「消費者問題の第一線の実践機関として、期待される機能が十分発揮できるように向上していきたい」、このように述べております。

そこでこれらの検討課題がどこまで進んでいるのか、消費生活安定条例の見直しと、消費者センターの機能充実、それぞれについて、まず最初にご説明頂きたいと思いません。

●池田市民生活部長：現在の作業状況ですが、現在私どもはあれ以来、京都、名古屋、川崎、大阪、神戸、仙台、東京と地元北海道の条例を取り寄せ、また半年程時間をかけて調査をいたし、また併せて関係法令、80種類ぐらいの関連法令があるわけですが、それらを調べ、比較検討をしながら現在も作業をしている最中でありませう。

例えば被害の防止だとか、表示の適正化、不当な取引行為の禁止などを盛りこんだ中で、現在検討している最中でございます。

また、施設につきましても住民感情にそくした機能の充実を図るべく、併せて今後とも施設についても検討していなければいけない課題であると、そういう風に考えているところでございます。

●飯坂議員：あの、今条例につきましては、他都市の条例をですね、取り寄せたりしながら法案づくりに入っているという答弁でした。

例えばですね、道の条例の第18条の2に「不当な取引方法を禁止する」と、そういう条項がございますよね。第25条では、「知事は法令に特別の定めがある場合をのぞき、消費者の利益の擁護及び増進を図るために、必要があると認められる時は事業者から供給する物資及び生産物に関わる不当な取引方法、または適正な規格・表示等の基準、または表示を定めることができる」という風に25条で規定していきまして、それに基づいて道では、10項目の「不当な取引方法の禁止」ということを設け、指導にあたっているという風になっていると思います。

事前に頂いた資料によりますと、消費者センターが受けている相談件数というのは、例えば昨年ですとおよそ6500件あまり、さらに一昨年ですと8400件と、こういった相談、苦情などが寄せられているわけですけれども、これらの相談のうち現在の市の条例では対応できないことから、道条例でないと相談ごとが解決できない、処理できないというように聞いております。

当然、今回の条例の見直しの中では、こうした条例の基準の制定を整えながら、これまで寄せられました苦情の中でどうにも対応できなかった問題につきまして、市が独自に相談の解決が図れるようにと、当然そういった内容になっているとは思いますが、その点、確認も含めましてご見解をお願いしたいと思っております。

2つ目は、消費者センターの機能充実なんですが、これは今の答弁を聞くと、条例の見直しに合わせてそれに見合う形で検討していきたいという程度のご答弁だったんですが。

そこで内容に触れたいと思いますが、例えば大通西14丁目にある消費者センターですが、これはそもそもできた経緯が、大丸の倉庫であったところを使用して、とりあえずの消費者センターとして活用するというところで、昭和52年から本市のセンターがスタートするわけです。3階建てであります、大変手狭であることですか、交通の利便性から言いましても、果たしてこの場所で市民のみなさんが適切に利用して頂ける場所なのかどうかということもあります。

施設の状況はというと、エレベーターもない、駐車場もない、こういう状況です。それから部屋は約80人定員の規模のものが、これはひと部屋あるだけですね。聞きましたら、ここで年間40回ほどの講座を開いているということですが、80人定員で一講座は打ち切りというふうになっているように聞いております。

せめて、大中小のさまざまな規模の研修ができるような施設が最低必要だと思いますし、併せて商品テストですね、この施設も現在2人体制で平日に持ち込まれる商品についてのテストをしていると伺いましたが、これも大変設備(部屋)が狭い、あるいは検査員が少ないということで、すべてをまかないきれないということで、道のセンターへ依頼せざるを得ないというような状況と聞いております。

当然この条例を見直しますと、それだけ果たす役割が大きくなっていくわけですから、そういった商品テストの施設としての拡充、あるいは項目の拡充、そういったことも伴っていかなければ、生きた消費者活動ができないんじゃないかという風に思いますので、この施設面での拡充をどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから併せまして最後に、先ほどのご答弁では、条例見直しの中で、現在市の条例に盛り込まれておりますということでしたが、今後は表示だとか規格、包装基準、あるいは取引方法ですね、こういったものを織り込んだ条例改正にするということを検討しているとご答弁がありました。

そうしますと当然、それだけの規模の仕事を行うわけですから、今の職員体制で条例改定後の仕事をやっていくのが可能なのかなのか、疑念が残るわけです。

そうすると、どのような分野で新しい仕事が考えられるのか、それについても検討されているのであれば、お考えを伺いたいと思います。

●池田部長：3点程ございますけれども、2年度の実績で申し上げますと、110業者、257件ほどで、道の方の条例にもそって情報提供をして対応して頂いていると、それは先ほどご指摘がありました同条例の取引項目にあるということでございますけれども、私どもも、当然この条例というのは、他都市の状況を見ましても、また時代の求めることでもありますので、必要とする考えを持っております。

それから施設関係の充実でいろいろご指摘がありましたけれども、今の場所でのいのかどうか、それからもっと別な場所で、例えばこれから5カ年計画がございますけれども、この施設の中での対応であるのか、そういったいろいろな部分の中で、今後併せて考えたい。

また中身においても、ご指摘のありました商品テストについて、果たしてそれでいいとは思いません。商品テストにしても、今現在あるのが食品関係を中心としたものが中心で、電気製品とかそのほかの問題、そういったものも含めて、今後検討していきたいと思っております。

3点目の職員体制のことですが、確かに条例を改正していけばそれなりの業務は発生していくであろうと考えておまして、現体制では難しいかなという考えは持っております。

従いまして、これらのものが固まり次第、施設面、条例改正ですね、それ次第、関連の中で協議していきたいと思っております。

●飯坂議員：今、ご答弁がございましたが、先ほど申し上げましたような内容を盛り込んだ条例の改正ということになりますと、当然その、施設の面については拡充を図っていきたいというご答弁でしたので、それで結構だと思いますが、人的配置の方な

んですが、前はこういう条例になりますと、相談機能を市としても6時にしなきゃいけない、あるいは、今の物価モニターという150人ほどのスタッフが札幌市のモニター制度を使いまして、現在そこから情報を得て集約しておりますが、それだけではなくて、そういった包装基準だとか、表示だとか、これに違反しているかどうか、消費者保護モニター的な部分が仕事の内容として入ってこなければ、せっかく条例を作った意味が出せなくなるのかとも思います。

そういった意味で、職員やモニターなどにつきましては、消費者協会からの委託になるのか、あるいは商品テストの方も市が委託しているわけですから、その財政的な根拠を行うならそういったものを伴っていませんと、せっかく条例改正に踏み込んでもその受け皿がない、あるいは実行していく場所がないなど、確保がなければ生きたものにならないわけですね。

そういった意味で最後に条例改正に伴って、職員の増員、あるいは消費者協会、あるいはセンターの拡充に伴う財源的な措置も含めて充実・強化を図る、ぜひそういう方向で、ぜひやって頂きたいと思うんですが、その点についてご答弁頂きたいと思いません。

●杉本助役：お話頂いたのは、大事なことだと思います。従いまして今お話のような条例を改正するに従って、いろいろな問題が出てきていることは事実でございまして、先ほどの答弁でもしましたように、多くの法令が関わっておりますから、その中で市だけの問題じゃないと思っておりますから、そういう意味で全庁的な、あるいはそれらに対応した人的配置を含めて、条例の改正に伴って対応していきたいと思いません。

●議長：以上で本日の委員会を閉会いたします。

第5章 上田市長時代の「くらしのニュース」紙面

(2000年代前半～2010年3月)

消費者行政に新たな問題を投げかける少子高齢社会

■このころの主な出来事

〈札幌〉プロ野球・日本ハム札幌移転、北海道日本ハムファイターズ誕生(H16)札幌市立大学開学(H18)ノルディックスキー世界選手権開催(H19)A P E Cの一貫として貿易担当大臣会合開催(H20)

〈国内・世界〉駒大苫小牧高野球部が夏の甲子園で優勝(H16)新潟県中越地震(同)「冬のソナタ」などで韓流ブーム(同)駒大苫小牧高野球部が夏の甲子園連覇(H17)JR福知山線で脱線事故、107人死亡(同)愛知万博開催(同)耐震強度偽装問題(同)W B Cで王ジャパン優勝(H18)日本ハム44年ぶり日本一(同)北朝鮮が核実験(同)フセイン大統領に死刑判決(同)「年金記録もれ」5000万件判明(H19)参院選で自民党惨敗、民主党第一党に(同)新潟県中越沖地震、死者15人(同)郵政民営化スタート(同)サブプライム問題で米経済失速(同)中国製ギョーザ中毒事件(H20)ノーベル賞に日本人4人(同)北京五輪で北島選手ら活躍(同)東京・秋葉原で無差別殺傷事件(同)洞爺湖サミット(同)米国で初の黒人大統領にオバマ氏(同)中国・四川省大地震(同)衆院選民主党圧勝、鳩山内閣発足(H21)日本でも新型インフルエンザ流行(同)裁判員制度スタート(同)マイケル・ジャクソン急死(同)米GM・クライスラー経営破綻(同)政治と金の問題などで鳩山首相辞職(H22)

1. 急増する消費生活相談。架空請求、オレオレ詐欺も

再選挙を制して1期目の上田文雄氏が9代目札幌市長に就任してから5カ月後、市消費者センターは北区北8条西3丁目の札幌エルプラザに移転します。“消費者の城”にふさわしい設備・内容を整えた新センターには、消費者が気軽に利用できる「体験テスト室」なども設けられ、消費者の新たな交流の場、情報の発信基地として大きな期待が寄せられました。2003(H15)年8月の「くらしのニュース」437号には特集記事として、それらのことが詳しく紹介されています。

しかし、こうした華やかな話題がある一方で消費者問題はより複雑化、深刻化しているのが実態でした。

市消費者センターに寄せられる消費生活相談の件数は年々増加を続け、2004(H17)年



上田文雄市長

度には23,077件と前年度の2倍以上。この数字は同センターの消費生活相談件数としては、その後も含めてピークとなるものです。その中で特徴的なのは、パソコンや携帯電話の有料サイトの利用料をめぐる「不当請求」「架空請求」の急増でした。「くらしのニュース」では436号(03年7月)や451号(04年10月)などでこの問題を繰り返し取り上げ、消費者に注意を呼びかけました。

架空請求に続いて問題が顕在化したのは「オレオレ詐欺」。この架空請求詐欺、オレオレ詐欺、そして融資保証金詐欺、還付金等詐欺を加えて「振り込め詐欺」と言われ、大きな社会問題となるのは間もなくのことです。いずれも家族の心配や時代状況、流行など、ありとあらゆる事柄を悪用して人から金銭をだまし取る悪質で卑劣な犯罪でした。「くらしのニュース」では2007(H19)年1月の478号などでその深刻さを伝えています。

2. 判断能力の低下につけ込んだ高齢者の消費者被害が深刻化

上田市長時代になってからの消費者問題に触れるとき、キーワードとして大きく浮かび上がるのが「少子高齢社会」の進行と高齢者の消費者被害の深刻さです。

「くらしのニュース」ではこの高齢者の消費者被害について度々クローズアップしています。2004(H16)年11月の452号では、「高齢者の消費者被害に十分、注意しましょう」の見出しで見開き特集ページで警鐘を鳴らしたほか、必要のない住宅リフォーム工事などを高齢者に契約させる「点検商法」などの悪質商法を454号(05年1月)、464号(05年11月)、512号(09年11月)などで取り上げました。

いずれの消費者被害も高齢者の判断能力の低下につけ込んだ卑劣なもので、問題の深刻さを物語っています。そしてその背景には、急激に進む高齢社会の現状がありました。「くらしのニュース」510号(09年9月)では、「前例のない超高齢社会に突き進む日本～札幌も6年後、4人に1人が高齢者に～」のタイトルで特集記事を組みました。また516号(10年3月)では、「高齢者の万引きが目立って増えています」の見出しで、社会的孤立などに陥った高齢者による万引き犯罪の増加を取り上げ、高齢社会をめぐる新たな問題にスポットを当てています。498号(08年9月)では、簡単な言葉を話し会話を楽しめる“癒し系”のロボット人形が高齢者の間でブームであることなども紹介しました。

ちなみに「2006さっぽろ消費者まつり」のテーマは、「少子・高齢化社会到来！家族の明るい未来めざして」でした。

高齢者の消費者被害の急増を受けて札幌市の「高齢消費者被害防止ネットワーク事業」が始まったのは2008(H20)年度から。地域に「消費生活みまもり協力員」を配置し、高齢福祉関係機関などと連携を図りながら高齢者を消費者被害から守るもので、「くら

しのニュース」では09年6月の507号でその内容を詳しく紹介しています。

なお、点検商法などの悪質商法から高齢者らを守るため、特定商取引法が改正・施行されたのは04年11月。「くらしのニュース」451号(同年10月)では、「マルチ商法『返品ルール』を導入」の見出しで、販売目的を隠して消費者に近づき、虚偽・誇大な説明や勧誘によって多額の商品を購入させる悪質商法に対し、業者への規制強化とともに、消費者被害を予防・救済する民事ルールの充実が図られたことが掲載されました。

3. 顕在化する「多重債務」問題に法整備など進む

不当請求・架空請求の社会問題化、悪質商法の巧妙化とともに、このころ問題が顕在化したのが「多重債務」です。

1991(H3)年、それまでのバブル景気が実質的に崩壊。日本は今日に至るデフレ、長期不況に陥ります。企業のリストラによる失業、事業失敗、病気、離婚などによって収入の道が途絶え、クレジットやローンなどの返済に窮し、借金返済のため新たに借金を続けるという「多重債務」問題が大きな社会問題として浮かび上がってきました。2000年代前半になると、借金の先としてのヤミ金被害の拡大も問題になりました。

「くらしのニュース」469号(2006年4月)では、「多重債務によって苦しむ方が増えています～多重債務の対処と防止法～」の見出しで記事を掲載。多重債務を整理するには、任意整理、特定調停、個人再生、自己破産の4つの方法があることなどが紹介されました。また07年1月の478号では、多重債務を含む消費者問題などを気軽に相談することができる「法テラス(日本司法支援センター)」が札幌など全国50カ所にオープンし、前年の06年から業務をスタートしたことが書かれています。

深刻化する多重債務による自己破産、関連するヤミ金被害から消費者を守るため、2003(H15)年には貸金業規制法・出資法が改正され、無登録業者の罰則が強化され、06年の貸金業法改正では、過剰貸付の抑制、グレーゾーン金利の廃止などが盛り込まれました。

4. 中国製食品への不信、輸入牛肉への不安など食への関心が拡大

暮らしの安全・安心は消費者にとって変わらぬ重要テーマです。

このうち「食の安全・安心」について「くらしのニュース」では、2004(H16)年3月の444号において、「BSE、鳥インフルエンザで気になる食品の安全性」の見出しで、アメリカで前年に発生したBSE(牛海綿状脳症)と国内外で確認されている鳥インフルエンザが食品の安全性に与える不安などを紹介。06年3月の468号では、「アメリカ産牛肉の輸入再開停止～『食』に求められる安心と安全～」のタイトルで特集記事を組み、

BSE騒ぎの収束をもって再開されたアメリカ、カナダなどからの牛肉のうち、アメリカ産牛肉から特定危険部位の混入が見つかったため、再び輸入停止になったことなどが詳述されました。

中国産の食品に対する不信感が募ったのもこのころです。とりわけ決定的だったのは2007年12月～08年1月に起きた中国製冷凍ギョウザ中毒事件です。「くらしのニュース」は直接的にこの件を詳報することはしませんでした。間接的にこの消費者の関心の高い事柄に触れました。また「食の安全・安心」の一環として、04年6月の447号では、食品の生産履歴であるトレーサビリティシステムについてその中身を紹介。ほかにも459号(05年6月)で食品安全の一つの基準であるHCCP(ハサップ)の意味などを解説しました。

「食の安全・安心」がクローズアップされる理由の一つは、増大する輸入食品への不信であり、それはとりも直さず食料自給の問題と直結します。「くらしのニュース」463号(2005年10月)では、「日本の食料自給率 食料事情の現状を探る」の見出しで見開き特集ページを組み、食生活の変化で米消費量が低下していることや、日本は食料の輸入大国であることなどが紹介されました。

野菜などの安定生産・供給をねらいに国内で目立ち始めた「植物工場」について取り上げたのは2010年2月の515号。植物工場は道内にも2カ所あり、読者の関心を引きました。

健全な心身を育むための「食育」の重要性をうたった「食育基本法」が制定されたのは2005(H17)年6月。「くらしのニュース」では、この「食育」について06年5月の470号で特集記事紹介したほか、08年1月発行の490号の特集ページで同年度からスタートする市の「食育推進計画」の内容を詳述しました。

5. 「製品の安全」をめぐって専門機関の情報などを次々と

「製品の安全」にかかわる法律整備の状況をタイムリーに取り上げたのもこの時期です。

2007(H19)年3月の480号では、消費生活用製品安全法が改正され、製造業者などに事故の報告を義務づけたことなどを紹介。08年2月の491号では、消費者やリサイクル業者などから反発が強かったPSE制度(家電製品の安全性を示すPSEマークのない中古家電の販売を禁止する制度)に関する法律である電気用品安全法が一部改正され、同年12月からマークなしでも販売可能になったことが詳しく書かれました。

さらに09年3月の504号では、「4月から『長期使用製品』の安全制度スタート～事故多発を背景に『消費者責務』も～」の見出しで特集記事を組み、製品が古くなったため部品などが劣化し、火災や死傷事故が発生していることを受け、国による「長期使

用製品安全点検制度」「長期使用製品安全表示制度」という2つの新しい制度がスタートすることなどが紹介されました。

製品安全に関する話題はほかにも度々取り上げられ、08年7月の496号では、樹脂製サンダルをエスカレーターの間隙に足指と一緒に巻き込まれ、けがをする子どもが多いことから「正しい乗り方など、保護者も日ごろ子どもに指導を」の見出しで特集記事を掲載し、注意を呼びかけました。製品安全については、国民生活センターからの情報や製品評価技術基盤機構、製品安全協会各メーカー団体などから得た情報をもとに数限りなく取り上げ、消費者へ知識提供しています。

6. 消費者の間に省エネ、リサイクルへの意識高まる

二次にわたる石油危機の経験を経て消費者が思い知った資源の有限性と省エネの重要性。中でも資源の有限性は灯油やガソリンといった北国の暮らしに不可欠な製品価格と連動しているだけに、その後も消費者にとっての大きな関心事としてあり続けました。

2007(H19)年札幌では、春先以降から灯油やガソリンなどの石油製品の価格が急上昇し、消費者を慌てさせました。原油価格の高騰などが原因ですが、世界的投機筋のマネーが価格のつり上げを助長していることも明らかになり、消費者の苛立ちも募りました。「くらしのニュース」489号(同年12月)では、「最近の物価情報 家計を痛撃する値上げが次々と」の見出しで特集を組み、それらの情報を提供。市も消費者行政の中で、同年12月、2回にわたって「灯油等石油製品高騰に伴う緊急対策会議」を開き、市独自の対応策を決定するなどしています。

省資源・省エネの動きも続きました。2005(H17)年1月からは乗用車を含むすべての四輪自動車を対象に「自動車リサイクル法」が施行され、「くらしのニュース」455号(同年2月)でその仕組みなどを紹介しました。また06年10月からは、テレビやエアコン、冷蔵庫の3品種について省エネ度を格付けした「統一省エネラベル表示制度」がスタート。店頭に並ぶ製品に付いた省エネ度を表す星マークに消費者の目が引きつけられました。「くらしのニュース」では同年11月の476号でその内容を詳報しています。

06年6月には改正「容器包装リサイクル法」が成立。翌年4月に施行される改正法は、小売店などの事業者レジ袋などの削減を義務づけるもので、「くらしのニュース」477号(同年12月)では、法律の改正点などを詳しく解説しました。改正法施行に伴って大型スーパーなどでは、レジ袋の有料化が広がり、消費者の間で「マイ買い物袋」への関心を高めるきっかけとなりました。

2008年から始まった「さっぽろ消費者のつどい」。翌年の第2回では「エコを知って、未来を創造」をテーマに開かれています。

7. バイオ燃料、都市鉱山、水資源…グローバルな話題豊富に

上田市長時代の「くらしのニュース」紙面で特徴的な傾向の一つは、暮らしの問題をグローバルな視点で捉えた記事が目立ち始めたことです。

2007(H19)年10月の487号では、「世界そして日本で大きな注目を集めるバイオ燃料」の見出しで特集記事を展開。ガソリン価格の高値を背景に、バイオエタノールやバイオディーゼル燃料に代表される自動車用の「バイオ燃料」にスポットを当て、世界の動き、日本、道内・札幌の動きなどを紹介。バイオエタノールの主原料であるトウモロコシをめぐる、「食糧としてが先か燃料としてが先か」の国際的な議論にも触れました。

さらに2010年3月の516号では、資源小国の日本にとって将来期待のもてる「都市鉱山」について特集を組んでいます。家電製品には金・銀、ニッケルなどリサイクル可能な貴金属や希少金属(レアメタル)が含まれており、これらのことを「都市鉱山」といいますが、日本は専門研究機関の算定で、世界有数の資源国に匹敵する「都市鉱山」を有することが分かったという内容です。記事では併せて、国内、道内におけるこれら希少資源のリサイクルの取り組みなども紹介しています。

エネルギーとともに世界が関心を寄せるのが「水資源」の有限性です。毎年8月1日は貴重な水への国民の理解を深める「水の日」で、その日から1週間は「水の週間」ですが、「くらしのニュース」497号(2008年8月)では、これにちなんで特集記事を掲載。

「20世紀の戦争が石油をめぐる戦われたとすれば、21世紀は水をめぐる争いの世紀になるだろう」との専門家の予測を紹介しながら、国内そして札幌も無縁でない“渇水危機”について説明。同時に日本は消費する農畜産物の多くを輸入に頼っており、それらを作る過程で用いられる水を間接的に消費していることになり(バーチャル・ウォーター)、日本の食生活は海外の水資源に大きく依存して成り立っていることも紹介しました。

8. 「婚活」「葬送」「自殺」…時代の空気を映すテーマも

「くらしのニュース」は、直接、消費生活にかかわるテーマ以外にも、その時々時代の思潮や流行に関する話題も一貫して取り上げ続けました。

2007(H19)年6月の483号では、関心の高かった離婚時の厚生年金分割制度を特集記事で取り上げ、その仕組みなどを詳しく紹介。また08年10月の499号では重大な社会問題になっている自殺について「深刻！交通事故の5倍以上の人が自殺」の見出しで特集を組みました。09年6月の507号では、「『婚活』の言葉も登場した最近の結婚事情とは？」のタイトルで特集を組み、“結婚願望”の人たちの積極的な婚活の状況や、付随

して起きる結婚相手紹介サービスでのトラブルの実態、札幌での婚活の状況などを幅広く記事にしています。

さらに同年8月の509号では、お盆にちなんで、時代を映して大きく変わる葬送への意識を特集。札幌も全国の傾向に漏れずに、散骨や共同墓への関心が高まっている実態などに触れました。

このほか2006(H18)年1月の466号では同年6月から始まる地上デジタル放送の内容などを特集記事で紹介。消費者の関心の高いこのテーマについては484号(07年7月)などでも繰り返し取り上げています。また一般の医薬品よりも安く手に入る「ジェネリック医薬品」の登場、普及ぶりについても471号(06年6月)や503号(09年2月)で詳しく紹介。子どもたちが有害情報サイトにアクセスして被害に遭う問題を受け、携帯電話各社がアクセス制限サービスを始めた話題を取り上げたのは505号(09年4月)でした。ほかにも、エステティックをめぐる消費者トラブルの頻出を受けて、認証機関の認証マーク付きエステサロンの登場を報じた487号(07年10月)など、話題のテーマは多岐にわたります。

2008(H20)年11月、「くらしのニュース」は創刊500号を迎えます。およそ創刊から42年余での到達でした。「くらしのニュース」ではこれを記念して「昭和、平成…市民と共にくらしを見つめて42年～いま、消費者問題の変容を紙面から振り返る」の見出しで3ページにわたる記事を掲載。市の人口が約85万人の創刊時代から、190万人を抱え、全国5番目の大都市に成長した今日に至るまでの長い道のりに思いを馳せました。

札幌でも子どもたちを中心に猛威をふるった「新型インフルエンザ」について特集記事で紹介したのは2009(H21)年11月の512号でした。

9. 「市消費生活条例」12年ぶりに全面改正し施行

2003(H15)年、44年ぶりの民間出身市長として就任した上田市長は、自ら掲げたまちづくりの目標を実現するための実施計画「さっぽろ元気プラン」樹立をめざし、桂市長時代に策定された「第四次長期総合計画第一次五年計画」を衣替えし、2004年から3年を計画期間とする「札幌新まちづくり計画」の策定に着手します。その前提となる「ビジョン編」を作成するため、「札幌新まちづくり計画市民会議」が設置され、同会議は04年5月に提言書を提出。この提言を受けて市は「札幌新まちづくり計画 ビジョン編」を策定しました。その中では、まちづくりの視点を「市民自治の推進」など四つとともに「安心・安全なまちづくり」を掲げています。

2007年、再選された上田市長は、1994(H6)年に施行されていた「市消費生活条例」を12年ぶりに全面的に見直し、08年2月1日から施行しました。条例制定後、少子高齢化や高度情報化社会の進展、規制緩和など消費者を取り巻く環境が大きく変わったこ

となどが背景にありました。04年6月2日、1968(S43)年に制定された「消費者保護基本法」が全面的に改正され、「消費者基本法」の名称で施行されたことも条例改正の大きな理由でした。

「くらしのニュース」491号(08年2月)では、市消費生活条例の全面改正の内容を特集記事として詳しく紹介。増大する悪質商法に対応するため、インターネットなどの不当取引行為の禁止を明示するとともに、消費者、消費者団体、事業者団体の役割や、事業者・行政の責務をさらに明確にしたことなどの改正ポイントを分かりやすく説明しました。改正された条例には、消費者施策を総合的、計画的に進めるため、「消費者基本計画」を策定することも盛り込まれています。

再選された上田市長は、2期目を「さっぽろ元気ビジョン」の第2ステージとして位置づけ、まちづくりの目標を「市民の力みなぎる文化と誇りあふれる街」と定め、市民自治の息づくまちづくりを根本に据えています。市が2008(H20)年度から始めた「高齢消費者被害防止ネットワーク事業」は、地域に「消費生活みまもり協力員」を配置し、高齢福祉関係機関などとの連携を図りながら高齢者を消費者被害から守ろうというもので、自治会、町内会が一部かかわるなど、“市民の力”を前面に出した「市民自治」の匂いのするユニークな取り組みとなっています。

10. なぜか消費者のお祭り廃止、くらしのニュースを終刊

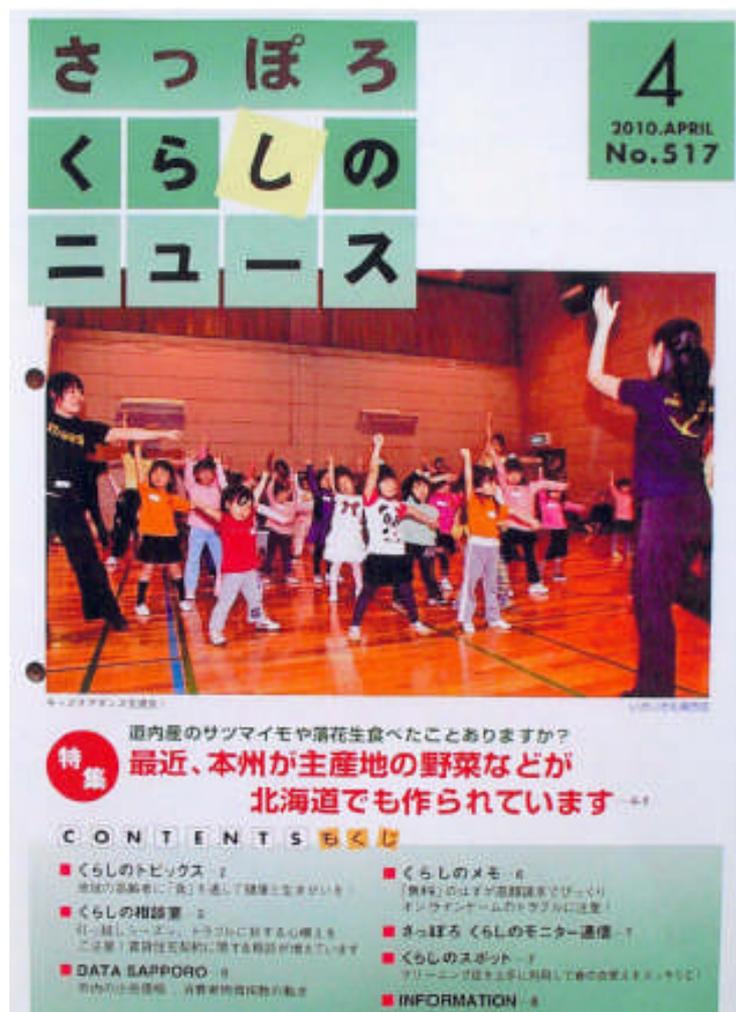
一方、「くらしのニュース」が創刊された1967(S42)年に「消費生活展」の名称で始まり、87(S62)年に「消費者まつり」と改称された不特定市民が対象の催しは07(H19)年、41回をもって廃止が決まりました。「消費者まつり」は、その時代時代において消費者の最も関心の高い事柄をテーマに掲げ、関連する催しを含め、文字どおり“祭り”のような楽しい雰囲気の中で、居ながらにして消費者としての必須の知識を学べるものでした。「消費者まつり」がなくなった後、07年には第1回の「物価情報展」、翌08年には第1回の「さっぽろ消費者のつどい」が開かれています。ことに「消費者のつどい」は、開催の中身や限定された参加者など、「消費者まつり」とは全く異質のものとなりました。

上田市長時代になって、悪質商法の増加などに伴って消費者センターの電話による相談受付が、2007(H19)年から2時間半延長され、午後7時までになるなど、市民サービスが向上した一面がある一方で、04年にはそれまで各区にあった「消費生活相談窓口」が廃止され、少なからず市民・消費者、とりわけ高齢消費者に不便をもたらしました。

2004年6月に施行された「消費者基本法」では、国の消費者政策の理念をそれまでの「消費者保護」から「消費者の権利の尊重」そして「消費者の自立の支援」へと大き

く転換しました。この“自立”が近年しばしば言われる“(消費者の)自己責任”と同義であるとするならば、その消費者の“自立”を一層促すための時宜を得た情報提供の重要性が高まるのは明らかであり、「くらしのニュース」の終刊を惜しむ声があちこちから聞かれます。

そうした声をよそに2010(H22)年4月、「くらしのニュース」は通巻517号をもって終刊しました。最後の記事は、「くらしのトピックス」が「地域の高齢者に『食』を通して健康と生きがいを!」、「くらしの相談室」が「引っ越しシーズン。トラブルに対する心構えを」、「くらしのメモ」が「『無料』のはずが高額請求でびっくり～オンラインゲームのトラブルに注意!～」、「くらしのスポット」が「クリーニング店を上手に利用して春の衣替えをスッキリと!」、そして見開き特集は「道内産のサツマイモや落花生食べたことありますか?～最近、本州が主産地の野菜などが北海道でも作られています～」がテーマタイトルでした。特集は、忍び寄る地球温暖化との兼ね合いでグローバルな視点を持って「食」の問題を扱ったものでした。



「くらしのニュース」終刊号(2010年4月)

第6章 関係資料

1. さっぽろ消費者まつり(消費生活展)の開催テーマ

【開催目的】

合理的な消費生活のあり方を啓発し、広く市民を対象に消費者行政に対する理解と消費者意識の高揚を図り、生活文化の向上に寄与すること目的に1967(S42)年度から「消費生活展」として開催。1987(S62)年度からは開催名を「さっぽろ消費者まつり」に改め、1991(H3)年度より実行委員会として実施しています。

【事業名：「みんなの消費生活展」】

- 1967(S42)年度/第1回「暮らしを豊かにするみんなの消費生活展」
1968(S43)年度/第2回「暮らしを豊かにするみんなの消費生活展」
1969(S44)年度/第3回「豊かな食生活を考えよう」
1970(S45)年度/第4回「生活設計」
1971(S46)年度/第5回「急速に変ぼうする社会と消費生活」
1972(S47)年度/第6回「身近な問題を楽しく」
1973(S48)年度/第7回「暮らしを豊かにするみんなの消費生活展」
1974(S49)年度/第8回「くらしとムダ—つころう・はかろう・みなおそう」
1975(S50)年度/第9回「あしたのために今日の見なおし」
1976(S51)年度/第10回「未来を創る今日のくらし」～親子でみる生活展～
1977(S52)年度/第11回「知恵と工夫で豊かなくらし」～食生活の再点検～
1978(S53)年度/第12回「知恵と工夫で豊かなくらし」～北国のくらし～
1979(S54)年度/第13回「小さな節約明日へのゆとり」～いま資源・エネルギー～
1980(S55)年度/第14回「知恵と工夫で豊かなくらし」
～北国のくらしと資源・エネルギー～
1981(S56)年度/第15回「知恵と工夫で豊かなくらし」～暮らしの質を高めよう～
1982(S57)年度/第16回「知恵と工夫で豊かなくらし」
～つころう・はかろう・みなおそう～
1983(S58)年度/第17回「たしかな目、たしかなくらし」～あしたのための知恵袋～
1984(S59)年度/第18回「くらしを見つめて、明日への出発」
1985(S60)年度/第19回「ひと工夫—くらしの主役はあなたです」

1986(S61)年度/第20回「あなたがつくる、明日への暮らし」

【事業名:「さっぽろ消費者まつり」に名称変更】

1987(S62)年度/第21回「さっぽろ消費者まつり」

1988(S63)年度/第22回「ゆたかな生活文化をめざして」

1989(H1)年度/第23回「ゆたかな生活文化をめざして」

1990(H2)年度/第24回「いきいき地球/台所から環境を考えよう」 会場:地下街・テレビ塔

■以下、実行委員会の主催により開催

1991(H3)年度/第25回「DISCOVER省エネライフ＝素敵な暮らし新発見＝」会場:地下街

1992(H4)年度/第26回「提案します、地球にやさしい暮らしの知恵。」 会場:地下街

1993(H5)年度/第27回「ふれあいホット暮らしの交差点」

1994(H6)年度/第28回「環境メッセージ10(展)」

1995(H7)年度/第29回「暮らしに安全・安心・信頼を！」

1996(H8)年度/第30回「環境にやさしいリサイクル・ライフ」

1997(H9)年度/第31回「食生活バージョンアップ'97」

～残したい、伝えたい、いいもの再発見～

1998(H10)年度/第32回「エコライフで地球温暖化ストップ」

1999(H11)年度/第33回「21世紀いきいきライフ」～子どものみらい、その食生活は～

2000(H12)年度/第34回「21世紀安心・安全なくらしの提案」

～あたらしい暮らしの基準を求めて～

2001(H13)年度/第35回「めざそう21世紀の健康人」

～健康・安全チェックで豊かなくらし～

2002(H14)年度/第36回「たしかめよう私たちの目で」～21世紀をいきいきと！～

2003(H15)年度/第37回「暮らしに安全・安心・健康を！」～明日にプラス・ワン～

会場:JR札幌駅西口広場・札幌エルプラザ・地下通路

2004(H16)年度/第38回「たしかめよう、自立と信頼！」～暮らしの情報を求めて～

会場:札幌エルプラザ

2005(H17)年度/第39回「便利で安心なくらしめざして」

～あなたの大切な「個人情報」大丈夫？～

2006(H18)年度/第40回「少子・高齢社会到来！家族の明るい未来めざして」

～子どもから始まる消費者トラブル、その対策は～

2007(H19)年度/第41回「くらしの知恵ぶくろうがっぱい」

～「衣・食・住・悪質商法」のワンポイント～

【会場】

- 第1回～第23回まで丸井デパートで開催
- 第27回～第36回までサッポロファクトリーホールで開催
- 第37回～第38回まで札幌エルプラザなどで開催
- 第39回～第41回までサッポロファクトリーホールで開催

最後の開催となった「さっぽろ消費者まつり」

報告書でのあいさつより

さっぽろ消費者まつりは、今回で41回目を迎えました。これまで、ご尽力いただきました関係者に厚くお礼申し上げます。

第1回目のテーマは、「暮らしを豊かにするみんなの消費生活展」でした。当時から比べて現在は、暮らしは確かに豊かになったと思いますが、少子・高齢化により弱者をねらった悪質商法が増加しています。

そこで、今回のテーマは「くらしの知恵ぶくろうがっぱい」ということで、悪質商法に対処する知恵や生活の知恵などで会場がっぱいでした。

お子様からお年寄りまで、さまざまな知識や知恵を楽しく学ぶとともに、「悪質商法撲滅宣言」を行いながら、安心・安全な消費生活を営む消費者の輪を広げました。

開催に際しましては、関係各位のご支援に感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

2007年 秋

さっぽろ消費者まつり実行委員会

※このあいさつのときは、翌年の開催がなくなることは誰も知らなかった。

2. 暮らしのニュース特集テーマの変遷(紙面に常設後)

各号のメイン記事は第一次石油危機の際などに単発的に「特集」記事として取り上げることがありますが、これが紙面に「特集」と銘打ち常設化されたのは1991(H3)年4月からです。以下はその後の「特集」記事テーマです。

■1991(H3)年

- 4月 春の野菜と果物の動向
- 5月 婦人服とエコファッション
- 6月 「子どもとお菓子」上手に食べて親子で楽しく
- 7月 道内産メロン、スイカ、サクランボ～天候に恵まれ入荷は順調
- 8月 北海道経済の見通し
- 9月 消費者にとって望ましい流通機構とは
- 10月 灯油周辺事情～在庫量は前年以上に～
- 11月 家庭での教育費
- 12月 子どものおもちゃ～キャラクターものが全盛～

■1992(H4)年

- 1月 教養娯楽サービスの現状
- 2月 昨年は高値の野菜～出回り状況と価格見通し～
- 3月 車の周辺事情～道内の輸入車は約3万台～
- 4月 市民の消費生活の意識は？
- 5月 春特集 果物の出回り状況
- 6月 札幌市内の住宅事情～増える家賃トラブル～
- 7月 夏を彩る水着～知っておきたい扱い方～
- 8月 余暇の過ごし方
- 9月 クレジットカード～便利さの裏に落とし穴～
- 10月 消費者物価上昇率～世代で大きな違い～
- 11月 NTTと新電電～市外電話サービスの現状～
- 12月 目を光らせよう～過大景品と不当表示～

■1993(H5)年

- 1月 増加する海外旅行者～パックのトラブルも増える～
- 2月 最近の物価の動き
- 3月 さっぱり・ダイエット・プラン～ごみ減量のための進め方～

- 4月 生活時間と生活行動の傾向～高まる外国語の学習熱～
- 5月 市内の“花事情”は～切り花の消費動向～
- 6月 消費者月間シンポジウム～これからの消費者運動は～
- 7月 被害者が加害者にも～増えるマルチ(まがい)商法～
- 8月 「いざ」という時のために～葬儀サービスの知識～
- 9月 災害の備え方は万全？～万が一の心得と防災知識～
- 10月 今夏は品不足で高値傾向～野菜の入荷見通しは～
- 11月 輸入品が求めやすく～身近ですか円高差益還元～
- 12月 家電製品の傾向は

■1994(H6)年

- 1月 紙上、消費生活講座
- 2月 個人輸入のノウハウ～円高を生かしましょう～
- 3月 市内の住宅市場はいま～新規の分譲マンションが好調～
- 4月 子供服、ぐっとおしゃれに～ブランド品も当たり前！？～
- 5月 食卓に出回る輸入野菜・果物
- 6月 豊かな生活へ、くらしを点検しよう
- 7月 「札幌市消費生活条例」がスタート
- 8月 手軽な買い物「通信販売」～便利な半面、トラブルも～
- 9月 “ダイエット”の思い～減量経験者は女性で65%に～
- 10月 メガネ 種類、価格いろいろ
- 11月 需要期に入った灯油事情
- 12月 円高で輸入品は安くなった！？～国・市の小売価格調査より～

■1995(H7)年

- 1月 「物価の安定」その背景は
- 2月 衣料・装身具～最近の動向～
- 3月 利用が増える携帯電話
- 4月 事故に備える損害保険とは？
- 5月 物価は引き続き安定傾向～昨年の消費者物価指数より～
- 6月 「円高」の影響って？～そのメリットとデメリット～
- 7月 PL法はどんな法律
- 8月 札幌市消費生活条例で不当な取引行為を禁止
- 9月 製品のマーク・表示の意味って？
- 10月 暖房が恋しい季節到来～需要増す床暖房の傾向は～
- 11月 外食 利用機会が増加傾向に

12月 新食糧法って

■1996(H8)年

- 1月 「価格破壊」ってどういうこと？
- 2月 低金利時代の住宅市場をみる～土地価格の低下の影響は？～
- 3月 海外旅行 ぐっと身近に
- 4月 今月(4月)から石油製品の輸入自由化
- 5月 消費者教育の教員アンケート～9割がその必要性を感じる～
- 6月 牛肉 最近の消費状況、価格は
- 7月 6月から変わった国内航空運賃
- 8月 昨年度の消費生活相談結果～学習教材や賃貸アパートで増加
- 9月 道内産野菜の動き
- 10月 健康家電の需要、増加傾向
- 11月 製造年月日、期限表示の併記が6割～加工食品の日付実態調査から～
- 12月 訪問販売法が一部改正に～電話勧誘、マルチ商法で規制強化～

■1997(H9)年

- 1月 キーワードは「レトロ」～さまざまな商品で人気に～
- 2月 便利なクレジット～正しい使い方でトラブル防止を～
- 3月 消費税が4月から5%に
- 4月 野菜これからの入荷見通し
- 5月 衣服もカラフルな季節です～繊維の特徴知っていますか～
- 6月 花の季節到来＝手軽にできる園芸が人気
- 7月 物価と暮らし向き、実感は？～消費生活意識調査より～
- 8月 96年度の市消費生活相談～9千件超し、低金利を反映！？～
- 9月 広がるパソコン需要
- 10月 コーヒー 生活に身近な飲料～生産から消費、価格の現状～
- 11月 ビッグバンってなに！？
- 12月 知っていますか？食卓に上がる魚のこと

■1998(H10)年

- 1月 地球温暖化の影響～身近でできる防止法は
- 2月 銀行のディスクロージャーって？
- 3月 新為替法、4月施行
- 4月 最近の外食動向
- 5月 身近な問題、環境を考えましょう～環境ホルモンってどんなこと？～

- 6月 ふだんの生活で何を感じていますか
～市消費者センター「消費生活意識調査」より
- 7月 若者と高齢者の相談が増加傾向に～1997年度の市消費生活相談より～
- 8月 見直そう！クルマ社会
- 9月 化学物質による室内での健康被害～「シックハウス」症候群ってなに！？
- 10月 収穫の秋 野菜の入荷見通しは
- 11月 需要期迎えた灯油の周辺事情
- 12月 預金者などを保護する制度って～知っていますか金融商品の安全性～

■1999(H11)年

- 1月 消費者行政の新展開「消費者の自立を支援」～消費者問題の世論調査では安全、品質を重要視
- 2月 NPO法(特定非営利活動促進法)って！？
- 3月 欧州通貨統合「ユーロ」って
- 4月 身近なところから地球温暖化防止を～改正省エネ法のポイント
- 5月 衣替えのシーズンです
- 6月 サラ金、クレジットに関する相談がトップ
～1998年度市消費生活相談件数が減少に～
- 7月 外食がライフスタイルの中に定着
- 8月 お墓やお葬式について考えてみましょう
- 9月 契約トラブルの防止を目的とする新ルール(仮称・消費者契約法)が法制化へ
- 10月 今年は野菜価格の安値が期待
- 11月 2001年度、ペイオフ解禁が迫っています
- 12月 コンピューター2000年問題、私たちの心構えは

■2000(H12)年

- 1月 商品やサービスの価格を検証しました
- 2月 宅配便の需要、10年間で2倍に増加
- 3月 チャイルドシートの着用が4月から義務化
- 4月 飲食料品のすべてに品質表示を義務化～改正JAS法が4月から施行～
- 5月 化学繊維 風合いや機能面など衣料の新素材も多彩に
- 6月 食料自給率～先進国で低水準～日本食の洋風化」も背景に～
- 7月 「サラ金・クレジット」が依然多く～1999年度市消費生活相談より～
- 8月 消費者を守る新ルール「消費者契約法」～2001年4月1日に施行～
- 9月 買い物の新しい形「電子ショッピング」
- 10月 農産物・畜産物・水産物の原産地表示～今年7月から実施されています～

- 11月 来春スタートする金融商品販売法
- 12月 金融機関破たん時のペイオフ

■2001(H13)年

- 1月 価格破壊 その深化と広がり
- 2月 賃貸住宅～トラブルを回避する退去時、契約時のポイント～
- 3月 野菜最前線～高値の背景と要因～
- 4月 花のある生活～家庭での購入状況～
- 5月 輸入衣料品の品質表示
- 6月 100円ショップ・コンビニの利用状況は
- 7月 資格取得講座の相談が大幅増加～2000年度の市消費生活相談のまとめ～
- 8月 化粧品 規制緩和により全成分表示に
- 9月 車の周辺事情～ドライブシーズンが到来～
- 10月 家電リサイクル～法律の施行から半年～
- 11月 牛肉 札幌での消費量や支出金額
- 12月 掃除ビジネス～ハウスクリーニングの現状～

■2002(H14)年

- 1月 テレビのリサイクル工場を訪ねて
- 2月 いよいよ4月からペイオフ解禁へ
- 3月 食品表示の意義を考える
- 4月 最近の繊維動向
- 5月 解説 ブロードバンド
- 6月 遺伝子組換え食品～安全性、表示への取り組みは？
- 7月 平成13年度の消費生活相談
～フリーローン、サラ金や電話関連などが増加～
- 8月 ジャム～用途も広がり種類も多様化～
- 9月 7月のJAS法改正で偽装表示に懲役刑も
- 10月 健康食品 医薬品ではありません～あくまで食品です～
- 11月 子供の教育費はいくら
- 12月 魚を食べていますか

■2003(H15)年

- 1月 ペットボトルリサイクルは世界水準に
- 2月 通信販売～身近な販売形態に
- 3月 むだなく賢く選びたいという意見も～新入学準備用品アンケート結果より～

- 4月 石油製品～消費と需要の現状～
- 5月 ご存じですか？損害賠償制度のある商品マーク
- 6月 住宅品質確保法(品確法)とは
- 7月 平成14年度消費生活相談～1万2000件余りで過去最高に
- 8月 9月1日から札幌市消費者センターが札幌エルプラザに移転
- 9月 家庭系のパソコン～回収と資源化が10月からスタート
- 10月 暮らしの中のスポーツ費用
- 11月 15年産の米～作柄の状況～
- 12月 最近の住宅事情～高齢者向け住宅環境に変化も

■2004(H16)年

- 1月 温泉豆知識
- 2月 鮮魚 増えるブランド名
- 3月 BSE, 鳥インフルエンザで気になる食品の安全性
- 4月 旅行消費～21世紀の成長産業になるか～
- 5月 農水産物の輸出がアジアを中心に急増
- 6月 クレジットカードって？基礎知識を知ろう
- 7月 家庭用エネルギー消費実態調査より～最近の石油事情はどうなるか～
- 8月 IT社会における高校生の意識と消費者教育
- 9月 相談 過去最高の2万件突破～電話情報提供サービス大幅増
- 10月 健康食品 医薬品と違いあくまで食品～過度の期待は禁物～
- 11月 高齢者の消費者被害に十分、注意しましょう
- 12月 野菜の出荷状況は

■2005(H17)年

- 1月 今年の干支「酉」～鶏と卵の起源を探る
- 2月 大豆の現状～9割を海外に依存
- 3月 春ファッションと繊維製品のいろいろ
- 4月 マナーを守って～自転車シーズン到来
- 5月 「個人情報保護法」全面施行
- 6月 高まる健康志向～保健機能食品制度改正
- 7月 夏を楽しく快適に～水着のお手入れと紫外線対策
- 8月 清涼飲料水 売れ行き好調
- 9月 2004年度消費生活相談のまとめ
- 10月 日本の食料自給率～食料事情の現状を探る
- 11月 報告 2005さっぽろ消費者まつり

12月 知って安心「温泉」の知識

■2006(H18)年

- 1月 2006年6月1日、札幌圏での地上デジタル放送スタート
- 2月 野菜の高値はいつまで続く
- 3月 アメリカ産牛肉の輸入再開停止
- 4月 楽しい外食 消費者の安心と安全
～外食における原産地表示に関するガイドラインとは～
- 5月 食育って、なに？食育基本法が制定に
- 6月 くらしと石油～最近の原油価格動向は
- 7月 家庭用電気冷蔵庫の年間消費電力表示が変更
- 8月 高齢者の相談は増加～不当請求は激減
- 9月 40回目の開催へ～さっぽろ消費者まつり
- 10月 外食料理の栄養成分
- 11月 統一省エネラベル表示～10月から3品種で実施
- 12月 十分に注意しよう！インターネットショッピング

■2007(H19)年

- 1月 くらしの中のマーク
- 2月 マグロ 世界的に需要増～一方で資源問題も
- 3月 E P A交渉の行方～どうなる日本の農業
- 4月 クレジットカード～仕組みを知って賢く利用を！
- 5月 ドライブを安全に楽しむためのツボ
- 6月 スタートした離婚時の厚生年金分割制度
- 7月 テレビのアナログ放送の完全終了まであと4年
- 8月 毎年夏は侵入盗の被害が多発します
- 9月 2006年度市消費生活相談の結果
- 10月 世界そして日本で大きな注目を集めるバイオ燃料
- 11月 海外旅行に欠かせない旅行契約の知識
- 12月 家計を痛撃する値上げが次々と

■2008(H20)年

- 1月 2008年度から市の「食育推進計画」がスタート
- 2月 札幌市消費生活条例を12年ぶりに、ほぼ全面改正
- 3月 敷金、サービス・・・春先は引っ越しトラブルが多発
- 4月 大型連休、運動会・・・コンパクトデジカメが活躍する季節

- 5月 自転車通行に関するルールが大きく変わります
- 6月 食品表示の見方に自信ありますか？
- 7月 樹脂製サンダルのエスカレーター事故に注意
- 8月 いま、世界で叫ばれる水資源の“危機”
- 9月 近づく実りの秋 北海道米をもっと食べよう！
- 10月 深刻！交通事故死の5倍以上の人が自殺
- 11月 暮らしのニュース創刊500号記念～昭和、平成…市民と共にくらしを見つめて
42年～いま、消費者問題の変容を紙面から振り返る～
- 12月 ケーキ、おせち・・・この年末・年始は出費増覚悟！

■2009(H21)年

- 1月 暮らしの舞台、札幌に愛着を感じていますか？
- 2月 「ジェネリック医薬品」ってご存じですか？
- 3月 4月から「長期使用製品」の安全制度スタート
- 4月 高校・大学への進学には特に計画性が必須
- 5月 春です。サイクリングで楽しく健康づくり
- 6月 「婚活」の言葉も登場した最近の結婚事情とは？
- 7月 夏休み、高速道路を使って「道の駅」を訪ねませんか？
～E T C搭載車の上限1000円乗り放題で身近に～
- 8月 時代を映して大きく変わる葬送への意識～散骨、共同墓などへの関心も高まっています
- 9月 前例のない超高齢社会に突き進む日本
～札幌市も6年後、4人に1人が高齢者に～
- 10月 いま、食料安全保障を改善する作物として注目のじゃがいも
- 11月 新型インフルエンザへの警戒を怠っていませんか！
～札幌でも子どもたちを中心に感染が広がっています～
- 12月 液晶、薄型、録画機能・・・性能競うメーカー各社～アナログ放送終了ひかえ地デジ対応テレビの新製品次々

■2010(H22)年

- 1月 もうすぐ「雪まつり」。“おもてなしの心”で迎えましょう
- 2月 暮らしに生かそう「メイド・イン・サッポロ」の工業製品
- 3月 「都市鉱山」という言葉を聞いたことありますか？
～家電製品には未利用の希少資源がザクザク～
- 4月 最近、本州が主産地の野菜などが北海道でも作られています

3. 札幌市消費者行政年表

1952年(S27)

11月 計量法施行に伴い経済部消費経済課調整係に計量業務担当係員を配置

1953年(S28)

4月 特定市(計量法第139条第1項)の指定を受け計量行政開始

6月 経済部消費経済課に計量検査所配置

1962年(S37)

8月 標準小売価格発表開始1989(H1)年3月発表中止

1963年(S38)

7月 札幌市消費生活物資対策審議会条例制定

11月 消費者モニター設置

1964年(S39)

11月 消費生活相談窓口を設置し、北海道消費者協会に業務委託

1967年(S42)

3月 札幌市消費者対策推進委員会設置

4月 暮らしのニュース第1号発行、生活大学開講

10月 第1回消費生活展開催

1968年(S43)

5月 消費者保護基本法公布

1969年(S44)

4月 札幌消費者協会発足

1970年(S45)

4月 消費生活相談を札幌消費者協会に業務委託

1971年(S46)

9月 計量検査所、白石区本郷通3丁目に仮庁舎(350㎡)建設

11月 移動生活指導車「ゆたか号」巡回開始(2001(H13)年3月廃止)

1972年(S47)

4月 札幌市区制施行

8月 移動計量検査車(大型バス改造)購入、定期検査を合理化

1974年(S49)

1月 国民生活安定緊急措置法(1973(S48)年12月22日施行)に伴い「生活物資対策部」が新設

1月 国民生活安定緊急措置法に基づく小売価格の調査、監視を開始

1月 民生用灯油の標準小売価格(18ℓ店頭380円)設定。同年6月撤廃

- 1月 札幌市生活物資等緊急対策会議を設立、第1回全体会議開催
- 1月 札幌市生活物資等対策委員会設置
- 2月 札幌市生活物資等緊急対策会議、第1回石油・生活物資・産業物資の各部会開催
- 2月 テレホン・サービス＝暮らしのダイヤル＝開始(1985(S60)年3月廃止)。
物価パトロール車購入(1987(S62)年3月廃止)
- 4月 札幌市消費生活安定条例制定
- 5月 札幌市消費生活安定条例に基づく指定物資32品目告示・調査開始
(1975(S50)年8月10品目解除、1977(S52)年5月4品目追加、同年6月20品目解除)
- 10月 消費生活学級7学級で開講(1988(S63)年3月閉講)

1975年(S50)

- 7月 オイルショックに対応して消費者対策室を臨時的に設置された生活物資対策部が合併。新たに「生活物資部」が発足
- 12月 年末年始主要食品小売価格調査実施

1976年(S51)

- 4月 外食価格実態調査実施
- 9月 暮らしのニュース物価版発行
(1987(S62)年4月暮らしのニュースに統合のため廃止)

1977年(S52)

- 6月 札幌市生活物資等緊急対策会議産業物資部会を廃止
- 10月 札幌市消費者センター条例制定
- 11月 札幌市消費者センター開設および計量検査所(中央区大通西14丁目)移転

1978年(S53)

- 5月 消費者の日制定(1979年(S54)5月より記念事業実施)

1979年(S54)

- 4月 消費者モニターを物価,消費生活に分離
- 7月 札幌市石油対策本部設置
- 8月 石油対策主幹設置(1981(S56)年7月主幹を廃止)

1980年(S55)

- 7月 札幌市北国の消費生活研究会発足。
同年11月冊子「北国の暮らし」第1号発行(1990(H1)年3月解散)

1981年(S56)

- 3月 消費生活副読本「わたしたちの暮らし」を発行(1988(S63)年3月廃止)

1982年(S57)

- 6月 札幌市生活物資等緊急対策会議の要綱改正により「札幌市生活物資等対策会議」に名称変更

1983年(S58)

8月 灯油共同購入連絡会議開催

11月 札幌市年末年始物価対策連絡会議開催, 国へ物価対策に関する要望書を提出

1984年(S59)

1月 灯油・プロパン消費実態調査実施

1986年(S61)

4月 消費流通課機構改革(4係を3係に編成)、
中央区消費生活相談窓口廃止により相談窓口全市で9カ所

7月 生活情報ネットワークシステム導入

1987年(S62)

4月 物価モニターと消費生活モニターを統合し「物価・消費者モニター」を設置

6月 機構改革により生活物資部を廃止、「生活文化部」を新設

10月 消費者まつり(「消費生活展」を改める)開催

1988年(S63)

8月 暮らしのニュース「表紙・切り絵原画展」開催

1989年(H1)

1月 「みんなの展示室」第1号発行

2月 第1回「新入学用品」特別企画展開催

4月 生活文化部に副参事配置(消費者センター展計量検査所所管)

11月 分区で誕生した厚別区、手稲区に相談窓口を開設

1990年(H2)

4月 札幌消費者協会の社団法人化

4月 札幌弁護士会消費者保護委員会とホットライン体制開始

4月 区の消費生活相談体制が変更(月・木の週2回。それまでは月・火・木・金の週4回)

8月 業界団体等に対して「省エネルギー対策の推進について」協力要請

10月 湾岸紛争に際し、札幌市生活物資等対策会議石油部会を4年ぶりに開催

1991年(H3)

5月 さっぽろ消費者まつり実行委員会を設置

6月 第1回消費生活に関する意識調査実施

7月 機構改革により生活文化部を廃止、「市民生活部」を新設

1992年(H4)

5月 札幌市消費生活対策懇談会設置、新計量法公布(同11月施行)

1993年(H5)

3月 札幌市消費生活対策懇談会の提言

「札幌市における消費者行政のあり方について」を受理

11月 1日に新計量法施行26年ぶりの大改正

1994年(H6)

- 1月 小学校高学年用教育教材ビデオ制作
- 3月 札幌市消費生活条例制定
- 4月 新計量法施行により、特定計量器の検査期間が1年から2年に変更
- 6月 札幌市消費生活安定条例廃止、
札幌市消費生活安定条例に基づく指定物資6品目解除
- 7月 札幌市消費生活条例施行, 札幌市消費生活審議会設置
- 11月 札幌市消費者行政推進連絡会議設置

1995年(H7)

- 2月 中学生用教育教材ビデオ制作
- 4月 札幌市消費生活条例改正施行
- 4月 「物価・消費者モニター」の名称を「さっぽろくらしのモニター」に変更
- 5月 札幌市消費生活審議会から「札幌市における不当な取引行為に該当する行為の基準のあり方」について答申を受ける
- 7月 札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則施行

1996年(H8)

- 2月 高校生・新社会人用教育教材ビデオ制作
- 3月 学校における消費者教育に関するアンケート調査まとまる

1997年(H9)

- 3月 新計量車購入(9人乗り)パワーリフト搭載
- 3月 消費生活に関する市民意識調査まとまる
- 4月 札幌市消費生活審議会から「(仮称)消費者会館に求められる新しい役割と機能」について答申を受ける
- 11月 分区で誕生した清田区に相談窓口を開設

1998年(H10)

- 3月 札幌くらしのセンターを閉鎖。

1999年(H11)

- 1月 さっぽろ消費者まつり実行委員会事務局を(社)札幌消費者協会に移管
- 4月 生活大学が「消費生活セミナー」に名称変更
- 11月 消費者センターホームページを開設

2000年(H12)

- 3月 地方分権一括法の施行(4月)により、計量行政が機関委任事務から自治事務となるため、札幌市証明手数料条例を改正して、計量器検査手数料を定めた。また、札幌市特定計量器定期検査実施要綱、同商品量目立入検査実施要綱等を定めた。
- 4月 機構改革により市民生活部を廃止、「生活文化部」を新設
- 4月 さっぽろくらしのモニターの定数を150名から100名に変更

5月 消費者問題国民会議2000札幌市大会開催(主催/札幌市・経済企画庁)

2001年(H13)

3月 移動生活指導車「ゆたか号」の廃止

4月 消費生活相談窓口時間(区を除く)をこれまでの午前9時受付を午前8時45分に繰り上げる(受付終了午後4時)。中央区を除く各区消費生活相談窓口を、これまでの週2回開設を1回に変更する。

2002年(H14)

4月 北海道知事の権限に属する①家庭用品の品質表示に関する立入検査②消費生活用品(特定製品)の安全表示に関する立入検査の事務について本市が処理する。

4月 さっぽろくらしのモニターの定数を100名から80名に変更。

2003年(H15)

9月 札幌市消費者センターの施設等が移転(北区北8条西3丁目札幌エルプラザ2階)。

11月 札幌市計量検査所が移転(白石区本通7丁目南)。

2004年(H16)

3月 各区消費生活相談窓口の廃止

4月 機構改革により生活文化部を改め「市民生活部」になる

6月 消費者基本法制定

2005年(H17)

4月 機構改革により市民局を改め「市民まちづくり局」になる

4月 消費生活相談カード直接作成システム導入によりカード作成を機械化

2006年(H18)

3月 さっぽろくらしのモニター設置要綱の廃止

4月 市長、市消費生活条例見直しについて、市消費生活審議会(山口康夫会長)に諮問する

2007年(H19)

1月 市消費生活審議会から「市消費生活条例の見直し」について答申を受ける

4月 消費生活に関する電話相談の終了時間を午後4時30分から午後7時に変更

6月 札幌市消費生活条例全部改正公布(施行2008年(H20)2月)

9月 2008さっぽろ消費者まつり(第41回)開催、その後の実行委員会(12月12日開催)で廃止を決定

12月 第1回灯油等石油製品高騰に伴う緊急対策会議(副市長が議長)開催

12月 第2回灯油等石油製品高騰に伴う緊急対策会議を開き、灯油等石油製品の高騰に伴う本市独自の対応策決定

12月 物価情報展(第1回)の開催

2008年(H20)

2月 札幌市消費生活条例12年ぶりに全面改正(1日施行)

- 2月 札幌市不当な取引行為に該当する行為の基準を定める規則を全面改正(1日施行)
- 4月 高齢消費者被害防止ネットワーク事業開始(消費生活みまもり協力員配置)
- 9月 札幌市消費者基本計画の策定(第1次計画2008(20)～2012(24)年度)
- 10月 さっぽろ消費者のつどい2008(第1回)
- 11月 さっぽろくらしのニュース創刊500号(第1号1967年(S42)発行/月刊)

2009年(H21)

- 1月 物価情報展(第2回)の開催
- 11月 さっぽろ消費者のつどい2009(第2回)

2010年(H22)

- 4月 くらしのニュース終刊(第1号1967年(S42)発行/月刊/通刊517号)

広報紙「さっぽろくらしのニュース」終了



札幌市消費生活センターの生活情報広報紙「さっぽろくらしのニュース」が四月一日号(写真)で終了した。一九六七年四月に第一号が発行されて以降、毎月発行された同紙は五百十七号を最後に四十三年の歴史に幕を閉じる。

43年の歴史に幕 -最終号は3万5千部発行

創刊時は冬季オリンピック札幌大会を控え市内が急速に発展した時期。当時約八十五万人だった人口は現在では百九十九万人に。同紙も創刊時の三千部から発行部数を拡大し、最終号は三万五千部となった。近年はカラー刷り八ページを基本としていたが、厳しい予算環境とメディアの多様化を背景に終了を決めた。今後の情報提供については検討中で、ターゲットを絞った広報紙の発行を目指すほか、ホームページの活用を強化する。

ニッポン消費者新聞

2010. 5. 1付け

4. 札幌市消費者問題年表(全国)

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
1965年 (昭和40年)	4月 厚生省、食品の赤色1号、赤色101号を使用禁止 5月 厚生省、アンプル入り風邪薬の製造禁止を通達 6月 経企庁、「国民生活局」設置 6月 国民生活議会発足 11月 兵庫県、「神戸生活科学センター」開設	2月 アンプル入り風邪薬を飲んだ者のショック死事件が続発
1966年 (昭和41年)	7月 厚生省、不適へアスプレー6社に製造停止処分 8月 通産省、ユリア樹脂製食器でJIS以外は販売禁止を勧告 10月 厚生省、プラスチック製食器の新しい衛生基準を告知 11月 国生審、「消費者保護組織及び消費者教育に関する答申」	2月 第1回物価メーデー各地で開かれる 8月 主婦連、ユリア樹脂製食器からホルマリン検出 9月 ビールビンの破裂事件各地で起こる
1967年 (昭和42年)	1月 厚生省、緑色1号を使用禁止 6月 公取委、レモン飲料7社に排除命令 6月 経企庁、消費生活モニター発足 7月 商品取引所法の一部改正	5月 ボッカレモン事件、不当表示への批判高まる
1968年 (昭和43年)	5月 「消費者保護基本法」公布 7月 厚生省、ズルチンの使用全面禁止 8月 第1回消費者保護会議開催 8月 「割賦販売法改正」	9月 地婦連、100円化粧品「ちふれ」発売 11月 九大調査団、カネミライスオイルの毒物混入経路発表
1969年 (昭和44年)	3月 地方自治法改正（地方公共団体の事務として消費者保護を明示） 6月 運輸省、欠陥車の総合対策を公表 10月 厚生省、チクロ使用禁止を決定	6月 欠陥車問題発生 7月 地婦連、日用品の過大包装調査結果を発表 11月 アメリカ、人口甘味料チクロの使用を禁止 11月 森永ミルク中毒のこどもを守る会全国総会開く
1970年 (昭和45年)	1月 農林省、飼料作物へのBHCとDDTの使用を禁止 2月 通産省、電子レンジの極超短波漏えい調査結果を公表 2月 厚生省、スモン病で初の全国実態調査結果を公表 4月 厚生省、牛乳中のBHC残留量を	1月 消費者5団体、「チクロ追放消費者大会」でチクロ入り食品不買を決定 8月 地婦連、カラーテレビの二重価格調査公表 9月 消費者5団体、カラーテレビ不買運動を決める

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	公表 5月 JAS法改正 9月 厚生省、キノホルムの販売中止措置 10月 国民生活センター発足 11月 国生審、「消費生活に関する情報の提供および知識の普及に関する答申」 11月 通産省、公取委、カラーテレビの二重価格表示問題について業界に警告	11月 日本消費者連盟創立委員会、ブリタニカ商法告発
1971年 (昭和46年)	2月 農林省、野菜、飼料作物への有機塩素系農薬の使用を禁止 5月 農林省、DDTは全面禁止、BHCは林業以外使用禁止 5月 「旅行業法」改正 6月 「宅地建物取引業法」改正 7月 環境庁発足 8月 産構審、「消費者安全対策小委員会」を設置	1月 消費者8団体、全国婦人の集いで化粧品・洗剤など再販商品のボイコットを申し合わせる 2月 家電各社、カラーテレビ値下げ 4月 主婦連、「果実飲料等の表示に関する公正競争規約」に不服申し立て 8月 栄養改善普及会、ユニットプライス運動を進める 10月 日本玩具協会、STマークを実施 10月 消火器の訪問販売で問題続出 12月 過剰包装追放運動ひろがる
1972年 (昭和47年)	2月 通産省、PCBの家電製品への使用禁止を業界へ通達 5月 景品表示法改正 6月 「割賦販売法」改正	1月 灘神戸生協、ユニットプライスを実施 4月 消団連、「PCB追放大会」開催 7月 SF商法で苦情続出 8月 主婦連、第7回IOCU世界会議で再販廃止決議を提案採決 10月 台風20号でプレハブ住宅の被害続出
1973年 (昭和48年)	2月 国生審、「サービスに関する消費者保護について」答申 3月 公取委、「無果汁の清涼飲料水等についての表示」を指定(告示) 5月 計量法改正 5月 国生審、消費者被害救済の諸制度の検討開始 6月 「消費生活用製品安全法」公布 7月 経企庁物価局発足 10月 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」公布	1月 消費者5団体と消費者連盟、「石油タンパク検討会」で飼料化反対を申合せ 3月 大手商社の買占めに批判高まる 4月 千葉ニッコービフェニール混入事件 6月 消団連、PCB汚染魚の追放を水産庁に申し入れ 9月 国立遺伝学研究所の遺伝研究グループ、AF2防腐剤に関する研究結果発表

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	10月 公取委、再販許容品目大幅縮小 10月 公取委「商品の原産国に関する不当な表示」を指定（告示） 11月 厚生省、サッカリン使用基準の改正を告示 12月 「生活関連物質等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律」改正、「国民生活安定緊急措置法」公布	9月 主婦連、欠陥プレハブ住宅被害者集会開催 11月 各地でトイレトーパー、洗剤など物不足騒ぎおこる
1974年 (昭和49年)	2月 経企、厚生、農林、通産4省庁で物価対策本部発足 5月 「神戸市民のくらしをまもる条例」公布 6月 厚生省、塩ビ使用のスプレー式殺虫剤の製造販売中止、回収措置 7月 建設省、BL（ベターリビング）マーク制度を告示 9月 厚生省、AF2を使用禁止 12月 産構審、「マルチ商法、訪問販売など特殊販売について」答申	7月 消費者34団体、AF2を追放する総決起大会開催 9月 奪われたものを取りかえす消費者の会、灯油訴訟提起（11月主婦連、鶴岡生協も続く）
1975年 (昭和50年)	2月 公取委、マルチ商法のホリディマジック社を立入検査 3月 厚生省、歯科医療に関する苦情相談について都道府県へ通知 5月 食品衛生調査会、サッカリンの暫定使用基準を緩和 6月 文部省、学校給食パンに添加のリジンは安全と都道府県に通達 7月 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」改正 7月 商品取引所法の一部改正 10月 東京都衛研、市販容器から危険濃度をこえる塩ビモノマー検出 12月 科学技術庁、「塩化ビニールに関する特別研究」結果公表	2月 大阪消費者友の会、神戸市消費者協会、「歯の苦情110番」を設置 2月 「マルチ商法被害者対策委員会」を結成 3月 消費者24団体、「公共料金、消費者物価値上げ反対国民中央集会」開催 3月 銀行を告発する会、「銀行被害110番」を開設 6月 消費者21団体、「サッカリン追放連絡会」結成集会開催 7月 消費者団体、「リジン添加阻止全国集会」を開催、文部省に要望書提出 8月 大阪府地域消費者団体連絡会「化粧品110番」を設置
1976年 (昭和51年)	3月 厚生省合同研究班、合成洗剤に「催奇形性なし」と結論 6月 厚生省、「母乳汚染状況調査結果」公表 6月 「訪問販売等に関する法律」公布 6月 7省庁、ネズミ講対策各省連絡会	1月 消費者団体、塩ビ食品容器の不買運動をおこす 1月 アメリカFDA赤色2号の使用中止 7月 東京都衛研、ポリプロピレン製食器からBHT（酸化防止剤）を検

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	<p>発足</p> <p>10月 国生審消費者保護部会、「消費者被害の救済について(中間報告)」公表</p>	<p>出</p> <p>10月 欠陥住宅問題化 このころからサラ金被害が社会問題化</p>
1977年 (昭和52年)	<p>5月 厚生省、カビ防止剤OPP使用許可</p> <p>6月 国生審消費者保護部会、「昭和50年代の消費者保護のあり方について(中間とりまとめ)」公表</p> <p>6月 独禁法改正</p>	<p>5月 消費者団体、第1回OPPボイコット集会開催</p> <p>7月 化粧品公害被害者の会、損害賠償訴訟をおこす</p> <p>9月 東京高裁、松下電器ヤミ再販損害賠償請求事件で損害額を認定できる証拠なしとして棄却</p> <p>11月 消費者団体、円高差益還元を要求</p>
1978年 (昭和53年)	<p>1月 経企庁、「欧米の消費者被害救済制度」調査報告書公表</p> <p>2月 経企庁、消費者被害調査結果公表</p> <p>5月 第1回「消費者の日」</p> <p>8月 厚生省、食品添加物にTBZを許可</p> <p>9月 産構審、「耐久消費財の品質保証のあり方について」答申</p> <p>11月 「無限連鎖講の防止に関する法律」公布</p>	<p>3月 最高裁、ジュース裁判で一般消費者に景表法に基づく不服申立資格なしとして主婦連の上告棄却</p> <p>9月 照射の粉末野菜を使用したベビーフード市場に出回る</p> <p>9月 一般消費税に反対運動強まる</p>
1979年 (昭和54年)	<p>4月 通産省、自販機を割賦販売法の指定商品とする</p> <p>6月 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」公布</p> <p>9月 国生審消費者政策部会、「危害情報の収集・提供システムのあり方」等5件の報告を内容とする意見を公表</p> <p>10月 薬事法改正、医療品副作用被害救済基金法公布</p> <p>10月 滋賀県、「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」公布</p>	<p>3月 原子力発電の安全性に不安高まる</p> <p>6月 灯油価格の上昇はじまる</p> <p>10月 金の先物取引で被害続出</p>
1980年 (昭和55年)	<p>2月 厚生省、過酸化水素使用基準の改正を告示</p> <p>3月 国民生活センター、商品テスト・研修施設開所</p> <p>4月 住宅性能保証制度発足</p> <p>4月 公取委「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」を指定(告示)</p>	<p>2月 子供のためのテレビコマーシャル規制要求高まる</p> <p>9月 石油ヤミカルテル刑事事件判決(高裁判決)</p>

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	5月 「宅地建物取引業法」及び「積立式宅地建物販売業法」改正 5月 情報提供に関する改善措置等について閣議了解 6月 国生審消費者政策部会、「短期海外研修ツアーの適正化について」報告 6月 公取委「不動産のおとり広告に関する表示」を指定（告示）	
1981年 (昭和56年)	2月 国民生活センター、商品テスト誌「たしかな目」発刊 4月 第1期消費生活アドバイザー認定・登録 6月 厚生省、プロピレングリコールの使用基準を設定 11月 国生審消費者政策部会、「消費者取引に用いられる約款の適正化について」報告 12月 同部会、「製品関連事故による消費者被害の救済について」及び「消費者信用情報機関の適正な運営について」報告	3月 石油ヤミカルテル民事事件判決（鶴岡） 6月 IOCU第10回世界大会をハーグで開催。消費者被害を防ぐ国際監視体制を提言 10月 東京弁護士会、食品安全基本法を提案
1982年 (昭和57年)	2月 厚生省、ナイロン製の器具・容器包装等4規格を設定（告示） 4月 旅行業法の一部改正（公布） 5月 建設省、宅地建物取引の標準媒介契約約款を制定（告示） 6月 公取委「おとり広告に関する表示」を指定（告示） 7月 「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」（告示） 8月 厚生省、臭素酸カリウムの使用基準等を改正（告示）	2月 日本弁護士連合会「食品衛生法の改正を求める意見書」を厚生省に提出 9月 高松高裁立替金請求控訴事件判決 11月 第21回全国消費者大会
1983年 (昭和58年)	2月 運輸省標準旅行業約款の制定（告示） 3月 厚生省「クリーニング業に関する標準営業約款」の認可 5月 貸金業規制法、改正出資法公布（11月施行） 8月 食品に含まれる添加物78品目の物質名表示の義務付け 12月 国生審消費者政策部会「店舗外に	4月 IOCU日本国際セミナー開催 5月 東北地方を中心に新型ネズミ講発生 9月 水銀乾電池回収問題発生

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	<p>おける消費者取引の適正化について」報告</p> <p>12月 商品取引所法の一部改正</p>	
1984年 (昭和59年)	<p>3月 国生審消費者政策部会「消費者取引に用いられる約款の適正化について」報告</p> <p>4月 経企庁「健康食品」の販売等に関する総合実態調査公表</p> <p>5月 「割賦販売法」改正(12月施行)</p> <p>7月 福岡県春日市「個人情報保護条例」可決(10月施行)</p> <p>10月 厚生省「健康食品対策室」発足</p> <p>10月 厚生省「理容業に関する標準営業約款」及び「美容業に関する標準営業約款」の認可</p> <p>11月 農水省「消費者の部屋」開設</p> <p>12月 経企庁「消費者信用適正化研究会」(中間報告)公表</p> <p>12月 「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」の適用を受ける市場追加の政令改正</p>	<p>2月 「消費者行政サミット」(9大道府県主催)開催</p> <p>2月 石油ヤミカルテル刑事事件判決(最高裁)</p> <p>5月 キャプテンシステム認可(11月実施)</p> <p>11月 第23回全国消費者大会</p> <p>11月 OECD「消費者利益と国際貿易に関するシンポジウム」開催</p> <p>12月 第11回IOCU世界大会で国連消費者保護ガイドラインの採択を要請する決議を採択</p>
1985年 (昭和60年)	<p>3月 石油ヤミカルテル民事事件判決(仙台高裁)</p> <p>4月 国生審消費者政策部会「情報化時代の消費者政策について」報告</p> <p>5月 通産省「訪問販売トラブル情報提供制度」発足</p> <p>7月 「市場アクセス改善のためのアクションプログラムの骨格」決定</p> <p>8月 建設省、中高層分譲共同住宅管理業者登録規程を制定(告示)</p> <p>9月 運輸省、標準宅配便約款を制定(告示)</p> <p>11月 経企庁「消費者問題国民会議」開催(名古屋、福岡、仙台、東京(12月))</p> <p>12月 運輸省「モデル宿泊約款」の制定</p>	<p>3月 石油ヤミカルテル民事事件判決(仙台高裁)</p> <p>6月 豊田商事(金の現物まがい取引等)国会で問題化</p> <p>7月 オーストリア産等のワインからジエチレングリコール検出、厚生省販売自粛を要請</p> <p>7月 EC閣僚理事会製造物責任に関する政令を採択</p> <p>11月 第24回全国消費者大会</p>
1986年 (昭和61年)	<p>4月 「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」の適用を受ける市場追加の政令改正</p> <p>5月 「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」の制定</p>	<p>3月 海外(金融)先物取引会社の破産、事務所閉鎖相次いで発生</p> <p>5月 カネミ第2陣控訴審判決(福岡高裁)</p> <p>6月 生鮮野菜から、食品添加物が検出</p>

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	<p>5月 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」の制定</p> <p>5月 運輸省「標準トラックルームサービス約款」の制定(告示)</p> <p>9月 国生審「学校における消費者教育について」教育課程審議会に要望</p> <p>10月 運輸省「標準引越運送・取扱約款」の制定(告示)</p> <p>11月 経企庁「消費者問題国民会議」開催(札幌、広島、金沢、東京(12月))</p> <p>12月 国生審消費者政策部会「消費者信用における金利等の弾力化等について」意見公表</p>	<p>されたことについて厚生省が添加物の適正使用について指導</p> <p>10月 一部悪質抵当証券会社の詐欺的商法により被害を受ける購入者が多数発生</p> <p>11月 第25回全国消費者大会</p>
1987年 (昭和62年)	<p>12月 国生審サービス化委員会「新しいサービス取引における消費者保護について」報告</p> <p>12月 「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」の適用を受ける市場追加の政令改正</p> <p>4月 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」改正施行</p> <p>7月 金融制度調査会消費者信用委員会「消費者信用のあり方について」中間報告</p> <p>8月 「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」の適用を受ける施設利用権として、「語学を習得させるための施設を利用する権利」を追加指定</p> <p>9月 「流通食品への毒物の混入等の防止に関する特別措置法」制定</p> <p>11月 経企庁「消費者問題国民会議」開催(山形、大阪、香川、東京)</p>	<p>2月 売上税法案閣議決定</p> <p>2月 売上税反対集会各地で開催</p> <p>3月 靈感商法横行</p> <p>3月 カネミ油症事件原告とPCB製造元の鐘淵化学工業が和解</p> <p>4月 カネミ油症事件被告の国が原告団の訴訟取り下げに同意手続</p> <p>5月 売上税廃案</p> <p>6月 地婦連コメ輸入自由化についてのアンケート結果発表</p> <p>9月 IOCU第12回世界大会</p> <p>11月 第26回全国消費者大会</p> <p>12月 家庭用洗剤混用による死亡事故発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AT車発信事故多発 ・アスベスト汚染問題化
1988年 (昭和63年)	<p>1月 厚生省「健康づくりのための運動指導者の知識及び技能の審査証明事業の認定に関する規程」(告示)の制定</p> <p>5月 第1回「消費者月間」</p> <p>5月 「無限連鎖講の防止に関する法律」改正</p> <p>5月 「宅地建物取引業法」改正</p>	<p>2月 国債ねずみ講、国会で問題化</p> <p>3月 水俣病刑事裁判、最高裁で刑事責任確定</p> <p>6月 牛肉・オレンジ輸入自由化問題決着</p> <p>7月 消費税反対7.12中央大会</p> <p>8月 消費者7団体「消費税反対消費者団体懇談会」を結成、消費税反対</p>

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	5月 「訪問販売等に関する法律」改正 5月 経企庁「消費者問題国民会議」開催（岐阜、福島、熊本、東京） 7月 厚生省「化学的合成品たる食品添加物の食品への食品添加物表示基準」の改正 9月 国生審消費者政策部会「サービス取引における約款の適正化について」及び「消費者取引における個人情報保護の在り方について」、報告 10月 「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」の適用を受ける市場追加の政令改正 11月 厚生省「健康増進施設認定規程」（告示）の制定 11月 「抵当証券業の規制等に関する法律」施行	の共同声明を出す 11月 第27回全国消費者大会 ・大都市圏の地価高騰問題化
1989年 （平成元年）	2月 通産省「家庭用洗剤及び漂白剤等による今後の事故発生防止対策について」を業界に通達 3月 文部省「第6次改訂学習指導要領」（消費者教育盛りこみ） 5月 経企庁「消費者問題国民会議」（千葉、富山、岡山、東京） 8月 通産省「高圧ガス取締法に基づくエアゾール製品の基準」の改正 10月 通産省「家庭用品品質表示法電気機械器具品質表示規程」の改正 11月 厚生省「化学的合成品以外の食品添加物表示基準」の制定 12月 通産省「家庭用品品質表示法雑貨工業品品質表示規程」の改正 12月 地方消費者行政推進委員会「地方消費者行政の新たな展開」報告	4月 消費税導入 5月 原野商法相次いで摘発される 5月 フロン全廃宣言を採択（ヘルシンキ会議） 7月 NTTダイヤルQ2サービス開始 8月 アジア太平洋消費者会議 11月 第28回全国消費者大会
1990年 （平成2年）	1月 通産省「消費者志向優良企業表彰制度」創設 2月 電気用品安全検討会「電気用品安全確保を図るため早急に取り組むべき安全対策について（中間報告）」公表 5月 経企庁「消費者問題国民会議」	1月 カラーテレビの発煙・発火事故相次ぐ 2月 消費者教育支援センター設立 3月 日弁連等「欠陥商品110番」実施 5月 日生協リサイクル・省資源型商品300種の順次発売開始 5月 リゾートクラブ会員権のトラブル

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	<p>(青森、滋賀、高知、東京)</p> <p>6月 割賦販売審議会前払式取引部会「クレジット産業の今後の在り方について(中間報告)」公表</p> <p>6月 割賦販売審議会前払式取引部会「前払式取引業の今後の在り方について(中間報告)」公表</p> <p>6月 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」公布</p> <p>6月 商品取引所法の一部改正</p> <p>10月 大蔵省「前払式証票の規制等に関する法律」施行</p> <p>11月 通産省「会員権取引に係る訪問販売の適正化について」通達</p> <p>11月 「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」市場追加の政令改正</p>	<p>増加</p> <p>7月 IOCU第13回世界大会</p> <p>8月 輸入レモンからポスト・ハーベスト農薬「2・4D」(枯葉剤)検出</p> <p>10月 湾岸情勢の影響で石油製品の値上げ相次ぐ</p> <p>11月 第29回全国消費者大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マルチ、マルチまがい商法被害増加 ・悪質電話勧誘に関する苦情増加
1991年 (平成3年)	<p>5月 経企庁「消費者問題国民会議」(新潟、大分、山梨、東京)</p> <p>7月 運輸省、消費者行政課を本省に設置</p> <p>9月 郵政省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」公表</p> <p>10月 国生審消費者政策部会報告「総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」(中間報告)公表</p> <p>10月 消費生活専門相談員資格認定試験実施</p>	<p>4月 牛肉・オレンジ自由化スタート</p> <p>4月 日弁連と7つの消費者団体「欠陥商品110番」実施</p> <p>5月 「消費者のための製造物責任法の制定を求める連絡会」結成集会</p> <p>5月 消費者団体・製造物責任法制定決起集会</p> <p>11月 第30回全国消費者大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイヤルQ2に多数の苦情 ・継続的役務取引のトラブル増加
1992年 (平成4年)	<p>5月 経企庁「消費者問題国民会議」(神奈川、兵庫、山口、東京)</p> <p>6月 「ゴルフ場等に係る会員権契約に関する法律」公布</p> <p>10月 国生審消費者政策部会報告「総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」公表</p> <p>11月 国生審「ゆとり、安心、多様性のある国民生活を実現するための基本的な方策に関する答申」提出</p>	<p>5月 「全国ダイヤルQ2消費者問題連絡会」結成</p> <p>6月 地球サミット開催(ブラジル)</p> <p>10月 カード破産を主とする個人の自己破産急増と最高裁発表</p> <p>11月 第31回全国消費者大会</p>
1993年 (平成5年)	<p>4月 公取委、再販指定商品の縮小</p> <p>4月 公取委「おとり広告に関する表示」告示の変更</p>	<p>2月 消費者のための製造物責任法の制定を求める連絡会が各地で「欠陥商品110番」を実施</p>

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	5月 経企庁「消費者問題国民会議」(岩手、静岡、愛媛、東京)	4月 EC閣僚理事会「消費者契約における不正条項に関する指令」を採択
	6月 通産省「継続的役務取引適正化研究会」報告書公表	7月 製造物責任法制定を求める消費者の請願署名全国で245万人を超える
	6月 農水省「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」改正	9月 抗ウイルス剤「ソリブジン」抗ガン剤との相互作用による死亡事故続発
	7月 郵政省「電気通信利用者相談室」設置	11月 記録的な冷夏、コメ不足でコメを緊急輸入
	10月 中央薬事審議会製造物責任制定等特別部会報告公表	11月 経済改革研究会中間報告「規制緩和について」提出
	11月 厚生省「食品の日付表示に関する検討会」報告公表	11月 第32回全国消費者大会
	11月 農水省「食品表示問題懇談会」報告公表	12月 ガットウルグアイラウンドでコメ部分開放の受け入れ決定
	11月 食品に係る消費者被害防止・救済対策研究会報告公表	・マルチ、マルチまがい商法被害増加続く
	11月 産構審総合製品安全部会答申「事故防止及び被害救済のための総合的な製品安全対策の在り方について」	
	12月 国生審消費者政策部会報告「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」公表	
	12月 国生審「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について(意見)」提出	
1994年 (平成6年)	1月 法制審民法部会審議結果公表	2月 国産米品薄で価格が急騰
	2月 法制審総会で民法部会審議結果を了承	3月 カラーテレビの発火事故で大阪地裁においてメーカー敗訴
	5月 経企庁「消費者問題国民会議」(栃木、奈良、宮崎、東京)	8月 IOCU国際消費者法セミナー開催
	6月 「不動産特定共同事業法」公布	9月 第14回IOCU世界大会、名前をCIに変更
	7月 「製造物責任法」公布	11月 第33回全国消費者大会
	7月 運輸省「道路運送車両法」を改正しリコールを法制化	・「価格破壊」進む
	11月 国生審消費者政策部会消費者行政問題検討委員会「今後の消費者行政の在り方について」報告	

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	12月 厚生省「食品衛生法施行規則」等の改正 12月 農水省JAS法に基づく日本農林規格及び品質表示基準(告示)の改正	
1995年 (平成7年)	2月 経企庁「兵庫県南部地震関連生活問題110番」設置 3月 総理府「消費者問題に関する世論調査」公表 4月 食品の日付表示を期限表示に一本化 5月 経企庁「消費者問題国民会議」(秋田、三重、島根、東京) 5月 改正旅行業法公布 5月 食品衛生法及び栄養改善法改正 6月 改正保険業法公布 7月 製造物責任施行法 11月 食糧法施行、コメの流通規制の緩和 12月 産構審消費経済部会答申「電話勧誘等による販売及び連鎖販売取引の適正化のための方策の在り方」	1月 阪神・淡路大震災で住宅関連の消費生活相談急増、また、便乗悪質商法急増 3月 「規制緩和推進計画」決定 9月 水俣病被害者組織5団体、政府の示した最終解決案を受け入れ 11月 第34回全国消費者大会 11月 HIV訴訟、和解勧告が出される ・悪質な電話勧誘に関する苦情急増続く ・悪質な電話勧誘による資格商法に対する取締りを強化
1996年 (平成8年)	4月 改正保険業法施行 4月 改正旅行業法施行 4月 公取委、景品規則に関する告示等の改正 5月 経企庁「消費者問題国民会議」開催(埼玉、名古屋、長崎、東京) 5月 改正訪問販売法公布 5月 栄養表示基準制度施行 7月 「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」の適用を受ける市場追加の政令改正 8月 O-157関係関係会議設置 9月 青果物5品目に対し原産地表示を義務づけ 9月 郵政省「放送における視聴者の加入者個人情報の保護に関するガイドライン」公表 11月 行政情報公開部会報告 11月 改正訪問販売法施行	2月 欧州で狂牛病発生 7月 病原性大腸菌O-157による食中毒続出 11月 第35回全国消費者大会 ・利殖に係る預り金を名目とした広域詐欺事件の発覚と検挙

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	11月 郵政省「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」公表 12月 国民生活審議会消費者政策部会「消費者取引の適正化に向けて」報告 12月 規制緩和小委員会「創意で造る新たな日本」報告 12月 郵政省「電気通信における利用環境整備に関する研究会」報告書公表	
1997年 (平成9年)	4月 公取委、再販指定商品(化粧品、一般用医療品)の指定取消 4月 国民生活センター、朝日ソーラーを実名公表 5月 経企庁「消費者問題国民会議」開催(徳島、福井、茨城、東京) 6月 公取委、報告書「有料老人ホームにおける消費者取引の適正化について」を公表 7月 「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」の施行令一部改正 7月 郵政省「電気通信利用環境整備室」設置 9月 法務省成年後見問題研究会報告公表 11月 第30回消費者保護会議 12月 行政改革会議最終報告公表	1月 発信電話番号通知サービスの試験サービス開始 多重債務者を狙った手形に係る広域詐欺事件の発覚と検挙 6月 米国でタバコ訴訟和解成立 11月 第36回全国消費者大会 ・遺伝子組換え食品に対して消費者から表示の要求高まる ・預託商法の被害急増
1998年 (平成10年)	1月 改正民事訴訟法施行 1月 国民生活審議会消費者政策部会中間報告公表 3月 規制緩和推進3か年計画閣議決定 4月 法務省「成年後見制度の改正に関する要綱試案」公表 4月 商品取引所法の一部改正 5月 経企庁「消費者問題国民会議」(東京、千葉、和歌山、鳥取) 6月 厚生省「有料老人ホーム等のあり方に関する検討会」報告書公表 6月 高度情報通信社会推進本部電子商取引等検討部会「電子商取引等の	2月 発信者情報通知サービス開始 5月 タバコ訴訟、J Tと国に7,000万円損害賠償請求 6月 仏ワールドカップ、入場券不足問題 6月 カップ麺の環境ホルモン溶出論争 8月 医師への損害賠償訴訟提訴、97年596件へ急増(5年前の約6割増) 10月 OECD電子商取引関係級会合で「プライバシー保護」等を決定 11月 米国、タバコ訴訟25兆円で和解 11月 第37回全国消費者大会開催

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	<p>推進に向けた日本の取組み」報告書公表</p> <p>10月 農水省「食品等の表示・規格制度の見直しについて」報告書公表</p> <p>10月 郵政省「電気通信サービスにおけるプライバシー保護に関する研究会」報告書公表</p> <p>11月 農水省「有機食品の検査・認証制度導入について」報告書公表</p> <p>12月 国民生活センター「全国消費者フォーラム」開催</p> <p>12月 第31回消費者保護会議</p> <p>12月 郵政省「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改訂・告示</p>	
1999年 (平成11年)	<p>1月 国民生活審議会消費者政策部会報告公表</p> <p>2月 産業構造審議会</p> <p>2月 消費経済部会提言公表</p> <p>2月 割賦販売審議会クレジット産業部会中間報告公表</p> <p>3月 規制緩和推進3か年計画(改定)閣議決定</p> <p>3月 消費者政策国際会議</p> <p>4月 訪問販売法及び割賦販売法一部改正公布</p> <p>5月 経企庁「消費者問題国民会議」開催(東京、京都、佐賀、群馬)</p> <p>6月 住宅品質確保促進法公布</p> <p>6月 国民生活センター「多重債務者問題に関する調査報告書」公表</p> <p>7月 改正JAS法公布</p> <p>7月 ダイオキシン対策法公布</p> <p>7月 大蔵省・通産省個人信用情報保護・利用の在り方に関する作業部会「個人信用情報保護・利用の在り方に関する論点・意見の中間的な整理」公表</p> <p>8月 不正アクセス禁止法公布</p> <p>8月 農林水産省「食品表示問題懇談会遺伝子組換え食品部会」報告</p>	<p>1月 日本医師会、カルテ原則公開の指針</p> <p>5月 遺伝子組換えトウモロコシの花粉が周辺のチョウに被害を及ぼす恐れを指摘した論文が英科学誌「ネイチャー」に掲載</p> <p>6月 PL訴訟におけるはじめての肯定判決(名古屋地裁)</p> <p>6月 消費者向け相談窓口を設置することや化学物質の放出に基準を設置すること等を内容とする優良住宅(BL)部品認定制度の改定</p> <p>9月 クローン牛肉試験販売スタート</p> <p>9月 病原性大腸菌O-157集団食中毒で堺市への4500万円賠償で結審(大阪地裁)</p> <p>10月 高利貸金業の「商工ローン」問題国会で審議</p> <p>11月 第38回全国消費者大会開催 ・消費者被害の救済に役立つ消費者契約法の制定を求める特別決議 ・東海村臨界事故についての特別決議</p> <p>12月 コンピューター2000年問題への対応</p>

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	<p>8月 「消費生活用製品安全法」、「液化石油ガス」の保安の確保及び取引の適正化に関する法律、「電気用品取締法」及び「ガス事業法」一部改正公布</p> <p>10月 改正訪問販売法及改正割賦販売法施行</p> <p>11月 高度情報通信社会推進本部「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」発表</p> <p>12月 改正民法等4法公布</p> <p>12月 第32回消費者保護会議</p> <p>12月 改正貸金業規制法、出資法、利息制限法公布</p> <p>12月 国民生活審議会消費者政策部会報告公表</p> <p>12月 金融審議会第一部会「中間整理（第二次）」公表</p> <p>12月 厚生省「いわゆる栄養補助食品の取扱いに関する検討会」中間報告書公表</p> <p>12月 良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法（改正借地借家法を含む）公布</p>	<p>12月 和服モニターの高額商品購入問題多発</p> <p>12月 （社）日本玩具協会が塩化ビニール使用を含むおもちゃ素材表示の自主基準作成</p> <p>12月 OECD消費政策部会電子商取引ガイドライン公表</p> <p>生命保険の転換問題</p> <p>電気通信業者や自治体等個人情報漏洩事件多発</p> <p>コンピュータウイルス被害急増：99年に過去最悪の3,645件</p>
2000年 (平成12年)	<p>1月 厚生省食品衛生調査会バイオテクノロジー特別部会報告「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性審査の法的義務化」公表</p> <p>2月 不正アクセス禁止法施行（一部を除く）</p> <p>3月 良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法（改正借地借家法を含む）施行</p> <p>3月 東アジア消費者政策シンポジウム</p> <p>3月 CODEXバイオテクノロジー応用食品特別部会第1回会議</p> <p>3月 国民生活センター「金融商品に係る消費者トラブル問題調査報告書」公表</p> <p>3月 規制緩和推進3か年計画（再改</p>	<p>3月 コーデックス食品規格委員会の「バイオテクノロジー応用食品特別部会」が遺伝子組換え食品などの安全性評価についての指針等を検討</p> <p>3月 「ココ山岡宝飾店」のダイヤモンド買戻し商法に伴う訴訟で原告・被告双方が未払い代金を免除する和解案により合意</p> <p>3月 弁護士広告原則解禁決定（10月から実施）</p> <p>6月 雪印乳業食中毒事故発生：有症者数14,849名（9月8日現在）</p> <p>11月 第39回全国消費者大会開催</p>

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	定) 閣議決定 3月 文部省・厚生省・農林水産省「食生活指針」を策定「食生活指針の推進について」閣議決定 4月 住宅品質確保促進法施行 4月 介護保険法施行 4月 改正民法等施行 5月 遺伝子組換え食品の安全性審査義務化に関する告示公布 10月 改正「消費生活用製品安全法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」施行	
2001年 (平成13年)	3月 規制改革推進3か年計画 閣議決定 4月 金融商品の販売等に関する法律施行 4月 消費者契約法施行 4月 「電気用品安全法」施行(「電気用品取締法」より題名改正) 4月 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行 6月 公取委「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」を公表 6月 改正倉庫業法施行 6月 改正訪問販売法(「特定商取引に関する法律」と改称)及び割賦販売法施行 8月 マンション管理の適正化の推進に関する法律施行 10月 すべての食用牛を対象とした異常プリオン(牛海綿状脳症)検査の開始 10月 牛の特定危険部位(脳、目、せき髄、回腸遠位部)の除去焼却義務化に関する省令の施行 12月 電子消費者契約法施行	9月 国内で初めて牛海綿状脳症に罹患した牛を確認 11月 第40回全国消費者大会開催
2002年 (平成14年)	3月 電子商取引等に関する準則を策定 3月 規制改革推進3か年計画(改定) 閣議決定 6月 JAS法改正	11月 第41回全国消費者大会開催 食品偽装表示事件の多発

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	6月 BSE対策特別措置法公布 12月 農薬取締法改正 12月 食品の表示に関する共同会議開催 12月 国民生活審議会消費者政策部会 自主行動基準検討委員会報告公表	
2003年 (平成15年)	3月 規制改革推進3か年計画(再改 定)閣議決定 4月 死亡牛全頭のBSE検査を開始 5月 国民生活審議会消費者政策部会報 告公表 5月 国民生活審議会消費者政策部会公 益通報者保護制度検討委員会報告 公表 5月 個人情報保護に関する法律成 立・公布 5月 食品安全基本法公布 6月 食品安全関連5法成立 6月 食の安全・安心のための政策大綱 を公表 7月 加工食品に係る期限表示用語の統 一 7月 食品安全基本法施行、食品安全委 員会設置 8月 改正貸金業規制法、出資法公布 11月 改正「景品表示法」施行(不実証 広告規制の導入等) 12月 生産情報公表JAS規格(牛肉) の施行	11月 第42回全国消費者大会開催 11月 コイウイルスヘルペス病の発生 12月 米国でBSE感染牛を確認。これ に伴い、同国からの牛肉等の輸入 を停止
2004年 (平成16年)	3月 規制改革・民間開放推進3か年計 画 閣議決定 4月 個人情報の保護に関する基本方針 閣議決定 4月 公取委「有料老人ホーム等に関す る不当な表示」を指定(告示) 5月 消費者基本法成立 6月 消費者基本法公布・施行 6月 公益通報者保護法成立・公布 6月 公取委「「有料老人ホーム等に関 する不当な表示」の運用基準」を 策定 9月 第1回消費者政策会議	1月 国内において高病原性鳥インフル エンザが発生 11月 第43回全国消費者大会開催

年/項目	消費者行政等	消費者問題等
	11月 厚生労働省「めん類飲食店営業に関する標準営業約款」及び「一般飲食店営業に関する標準営業約款」の認可	
2005年 (平成17年)	3月 規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)閣議決定 4月 消費者基本計画 閣議決定 4月 個人情報保護に関する法律施行(個人情報取扱事業者の義務規定) 4月 改正独占禁止法成立 5月 改正保険業法公布 6月 国民生活審議会消費者政策部会消費者団体訴訟制度検討委員会報告公表 6月 食育基本法成立 6月 JAS法改正	
2006年 (平成18年)	7月 消費者基本計画の検証・評価・監視のとりまとめ 12月 改正貸金業規制法、出資法、利息制限法公布	
2007年 (平成19年)	5月 改正消費生活用製品安全法施行 10月 消費生活用製品安全法改正(保守サポート制導入、9品目対象)	食品偽装事件相次ぐ
2008年 (平成20年)	6月 「振り込め詐欺被害者救済法」施行 10月 観光庁発足	こんにゃくゼリーで死者相次ぐ
2009年 (平成21年)	4月 「長期使用製品安全点検・表示制度」スタート 5月 エコポイント制度スタート 9月 消費者庁発足 10月 住宅瑕疵(かし)担保履行法施行	

※内閣府国民生活局「ハンドブック消費者」から転載

【参考資料】

くらしのニュース 創刊号～517号(札幌市)
ハンドブック消費者(内閣府国民生活局)
新札幌市史 第五卷通史五(上・下)
市政ダイジェスト「さっぽろ」
戦後消費者運動史(国民生活センター編)
消費者運動50年(国民生活センター編)
国民生活 2008年3月号(国民生活センター)
読売年鑑(読売新聞社)
昭和毎日(毎日新聞ホームページ)
日本史 読める年表(自由国民社)
主婦連ホームページ
婦人団体連絡協議会ホームページ
日本生協連ホームページ
未来経済研究室ホームページ
北海道消費者センターホームページ
和歌山県消費者センターホームページ
札幌生活文化史・戦後編(札幌市教育委員会編)
札幌歴史写真集・昭和編(札幌市教育委員会編) その他

「くらしのニュース」は時代の何を伝えたか？
44年間の紙面に見る札幌の消費者問題 2010 No.6

編集・発行/札幌市政研究所

所在地/〒060-0042 札幌市中央区大通西18丁目エステート大通402

電話 011-641-5586 Fax 011-676-9151

<http://www.keil.org/~ssk/>

e-mail/ssk@keil.org

※本書は札幌市の消費生活を考えるための資料として札幌市政研究所が制作しています。
本書の無断複製または引用は、禁止します。